

資料 1

子ども支援課総合教育会議資料

第二期子ども・子育て支援事業計画施策体系（案）

基本理念（案）

未来を託す子どもたち、豊かな心と健やかな成長を市民みんなで育もう！

第一期計画

| 基本目標 | 基本施策 |
|-------------------------------|-----------------------|
| 1 地域における子育て支援の充実 | (1) 家庭における子育て支援の充実 |
| | (2) 相談、情報提供による子育て支援 |
| | (3) 保育サービスの充実 |
| | (4) 子どもの健全育成 |
| | (5) 子どもの権利が守られる地域づくり |
| 2 親と子どもの健康づくりの推進 | (1) 妊娠期・乳幼児期からの健康づくり |
| | (2) 小児医療の充実 |
| | (3) 思春期における健康づくり |
| | (4) 食育の推進 |
| 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 | (1) 次代の親の育成 |
| | (2) 子どもの生きる力の育成 |
| | (3) 子どもの豊かな心の育成 |
| | (4) 健やかな体の育成 |
| | (5) 信頼される学校づくり |
| | (6) 幼児教育の充実 |
| | (7) 家庭教育への支援の充実 |
| | (8) 地域の教育力の向上 |
| | (9) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 |
| 4 安心して子育てができるまちづくり | (1) 住みやすい居住環境の推進 |
| | (2) 安全な道路交通環境の整備 |
| | (3) 安心して外出できる環境の整備 |
| | (4) 安全なまちづくりの推進 |
| | (5) 子どもが生き生きと遊べる環境づくり |
| 5 仕事子育ての両立への支援 | (1) 仕事と子育て両立への支援 |
| | (2) 男女共同参画意識の高揚 |
| 6 子どもの安全確保の推進 | (1) 子どもの交通安全対策の推進 |
| | (2) 子どもを犯罪から守る環境づくり |
| | (3) 被害に遭った子どもの保護の推進 |
| 7 要保護児童へのきめ細かな取組の推進 | (1) 児童虐待防止に向けての取組 |
| | (2) ひとり親家庭などの自立支援の推進 |
| | (3) 障がいを持つ子どもへの支援 |

第二期計画（案）

| 基本目標 | 基本施策 |
|-------------------------------|--------------------------------------|
| 1 地域における子育て支援の充実 | (1) 家庭における子育て支援の充実 |
| | (2) 相談、情報提供による子育て支援 |
| | (3) 保育サービスの充実 |
| | (4) 子どもの健全育成 |
| | (5) 園子育ての負担軽減と子どもの居場所づくり |
| | (6) 子どもの権利が守られる地域づくり |
| 2 親と子どもの健康づくりの推進 | (1) 妊娠期・乳幼児期からの健康づくり |
| | (2) 小児医療の充実 |
| | (3) 思春期における健康づくり |
| | (4) 食育の推進 |
| 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 | (1) 次代の親の育成 |
| | (2) 子どもの生きる力の育成 |
| | (3) 子どもの豊かな心の育成 |
| | (4) 健やかな体の育成 |
| | (5) 信頼される学校づくり |
| | (6) 幼児教育の充実 |
| | (7) 家庭教育への支援の充実 |
| | (8) 地域の教育力の向上 |
| | (9) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 |
| 4 安心して子育てができるまちづくり | (1) 安心・安全な生活環境の推進 |
| | (2) 安全な道路交通環境の整備、交通安全対策の推進 |
| | (3) 安心して外出できる環境の整備 |
| | (4) 子どもを災害・犯罪から守る安全なまちづくりの推進 |
| | (5) 子どもが生き生きと遊べる環境づくり |
| 5 仕事と子育ての両立への支援 | (1) 仕事と子育ての両立への支援 |
| | (2) 男女共同参画意識の高揚 |
| 6 要保護児童へのきめ細かな取組の推進 | (1) 児童虐待防止に向けての取組 |
| | (2) 被害に遭った子どもの保護の推進 |
| | (3) ひとり親家庭などの自立支援の推進 |
| | (4) 障がいのある子どもやその家庭への支援 |
| | (5) 園日本語を母語、日本文化を母文化としない子どもやその家庭への支援 |
| 7 園子どもの貧困対策の推進 | (1) 学校における教育支援 |
| | (2) 幼児教育・保育の充実と無償化の推進 |
| | (3) 就学支援の充実 |
| | (4) 子どもの居場所づくり |
| | (5) 生活困窮者等の生活支援 |
| | (6) 子ども及び保護者に対する就労支援 |
| | (7) 経済的支援 |



令和元年度 第二期子ども・子育て支援事業計画 策定スケジュール

| 日時 | 場所 | 実施項目 | 内容 |
|--------------|---------------|------------|--------------------------------------|
| 7月23日 (火) | 市役所304-305会議室 | 第1回児童福祉審議会 | ・ 諮問 ・ アンケート結果等について ・ 計画骨子案の検討 |
| 10月8日 (火) | 市役所 301会議室 | 第2回児童福祉審議会 | ・ 計画素案の検討 |
| 12月 ～1月 | | パブリックコメント | |
| 1月14日 (火) | 市役所 304会議室 | 第3回児童福祉審議会 | ・ 計画の検討 |
| 2月6日 (木) | 市役所 202会議室 | 第4回児童福祉審議会 | ・ 委嘱 ・ 諮問・答申 ・ 感想 |
| 2月～3月 | | 印刷・製本 | |

**蓮田市第二期
子ども・子育て支援事業計画
(案)**

令和元年 12 月

□ ■ 目次 ■ □

| | |
|-----------------------------|----|
| 第1章 計画の概要 | 1 |
| 1 計画策定の目的 | 1 |
| 2 計画の位置付け | 2 |
| 3 計画の期間 | 2 |
| 第2章 蓮田市の状況 | 3 |
| 1 蓮田市の現状 | 3 |
| 2 女性の就労状況 | 10 |
| 3 保育サービス等の現状 | 12 |
| 4 子どもの健全育成 | 15 |
| 5 母子保健事業の現状 | 19 |
| 6 子どもの貧困の状況 | 20 |
| 7 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果 | 21 |
| 8 蓮田市第一期子ども・子育て支援事業計画の施策の評価 | 28 |
| 第3章 施策の基本目標 | 31 |
| 1 基本理念 | 31 |
| 2 施策の体系 | 32 |
| 3 基本施策と事業 | 33 |
| 4 児童数の推計 | 38 |
| 5 本市の教育・保育提供区域 | 38 |
| 第4章 教育・保育の目標量 | 39 |
| 1 教育・保育の提供 | 39 |
| 2 地域子ども・子育て支援事業の提供 | 42 |
| 第5章 子ども・子育て支援事業及び事業内容 | 55 |
| 1 地域における子育て支援の充実 | 55 |
| 2 親と子どもの健康づくりの推進 | 63 |
| 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 | 67 |
| 4 安心して子育てができるまちづくり | 74 |
| 5 仕事と子育ての両立への支援 | 79 |
| 6 要保護児童等へのきめ細かな取組の推進 | 81 |
| 7 子どもの貧困対策の推進 | 86 |
| 第6章 計画の推進について | 91 |
| 1 計画の周知 | 91 |
| 2 地域全体で取り組む子育て支援 | 91 |
| 3 計画の進行管理 | 92 |

第1章 計画の概要

1 計画策定の目的

わが国では、社会情勢の変化等に伴い、少子化が依然として進行しているほか、共働き世帯の増加により待機児童問題が発生しています。また、世帯人員の減少、地域のつながりの希薄化などを受け、子育てへの不安感や孤立感を抱いている家庭が多くなっています。

こうした子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成24年には認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の新たな給付や認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。これらの法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行され、全国の市町村では幼児期の質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「第一期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して取り組んできました。

また、平成25年6月には、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、平成26年1月に施行されました。平成26年8月には、「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、子どもの貧困対策に関する基本的な方針等も示されています。平成28年には児童福祉法が改正され、児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有することが法に規定されるなど、子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指した取組も進められています。

さらに、令和元年10月には、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料になる「幼児教育・保育の無償化」が始まり、子育てを巡る環境はめまぐるしく変わっています。

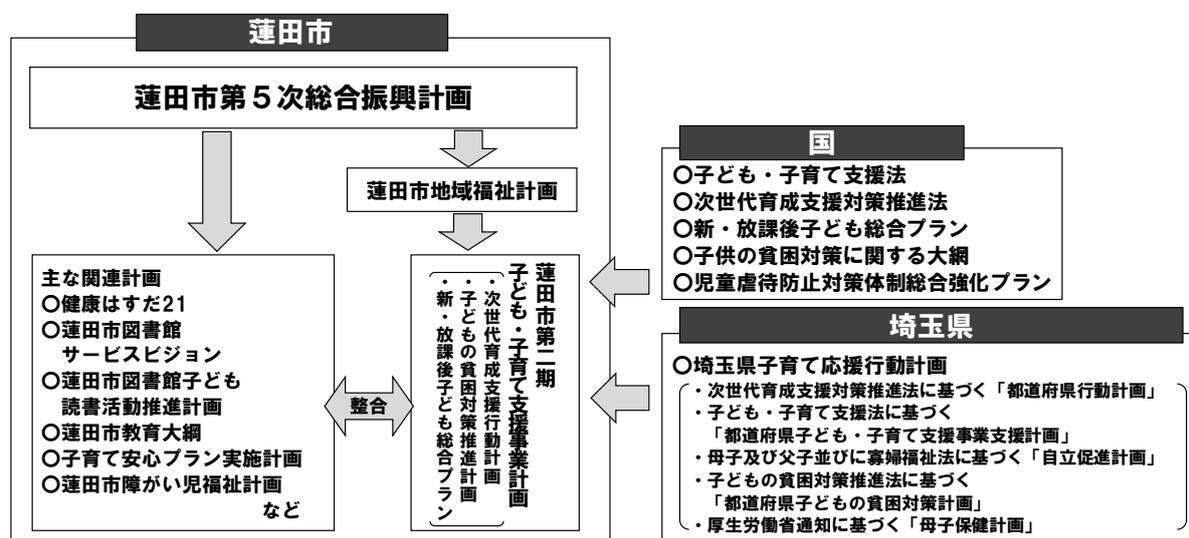
本市では第一期子ども・子育て支援事業計画において「未来を託す子どもたち、豊かな心と健康を市民みんなで育てよう！」を基本理念に、次世代を担う子どもたちが地域の中でさまざまな人とふれあい、心身ともに健康で楽しく成長できるように、子ども・子育て支援に関する各種取組を定め、推進してきました。こうした理念を引き継ぎつつ、さらに「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、令和2年度から令和6年度を計画期間とする第二期子ども・子育て支援事業計画を策定し、子ども・子育て支援に関する取組を総合的に推進していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく計画であり、子ども・子育て支援法で定める基本方針を踏まえて策定します。また、母子保健計画や次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「次世代育成支援行動計画」を引き継ぐ計画としても位置付けます。

このほか、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進する「放課後子ども総合プラン」を引き継いだ「新・放課後子ども総合プラン」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づいて策定された「子供の貧困対策に関する大綱」、児童虐待防止対策に関して、相談支援体制等の強化を図る「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を踏まえるとともに、「埼玉県子育て応援行動計画」を勘案し市の上位計画である「蓮田市総合振興計画」や「蓮田市地域福祉計画」、関連計画である「健康はすだ 21」、「蓮田市障がい児福祉計画」、「蓮田市教育大綱」などとの整合を図ります。

図表 計画の位置付け



3 計画の期間

本計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年とします。

図表 計画の期間

| 計画名 | 年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|------------------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 蓮田市総合振興計画 | 第 5 次 | | | | |
| 蓮田市子ども・子育て支援事業計画 | 第二期 | | | | | |

第2章 蓮田市の状況

1 蓮田市の現状

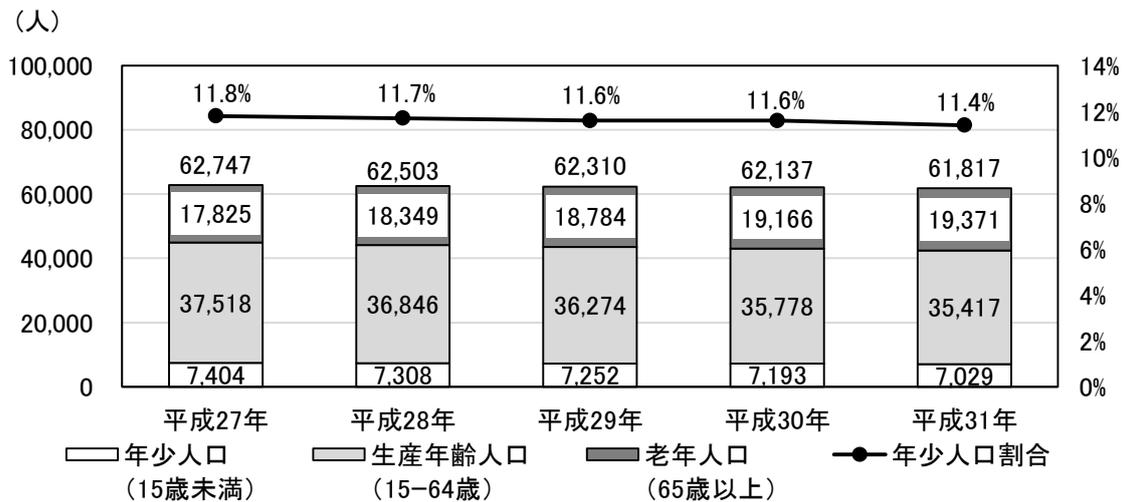
(1) 人口

平成31年4月1日現在の総人口は61,817人となっています。

総人口は減少傾向で推移しており、平成27年から平成31年にかけて930人減少しています。内訳を見ると、年少人口と生産年齢人口は減少している一方で、老年人口は平成27年から平成31年にかけて1,546人増加しています。

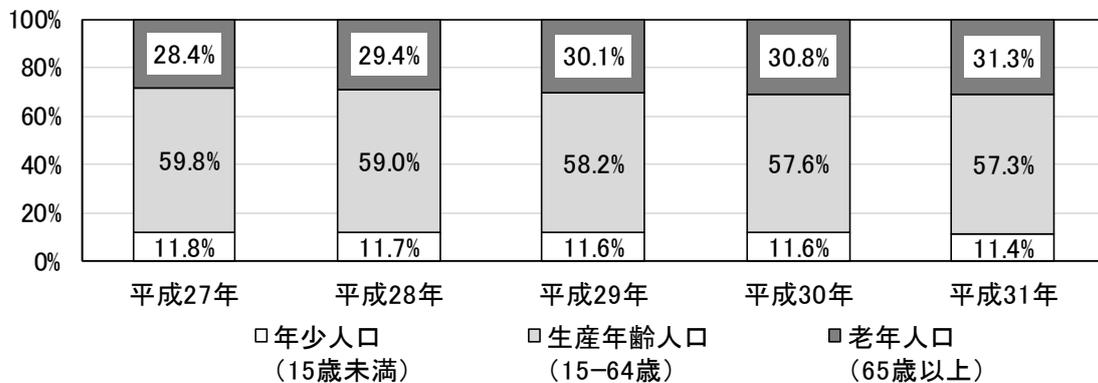
年齢3区分別人口割合を見ると、老年人口は平成27年の28.4%から平成31年には31.3%と2.9ポイント増加していますが、生産年齢人口は2.5ポイント、年少人口は0.4ポイント減少しています。

図表 人口の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

図表 年齢3区分別人口割合の推移

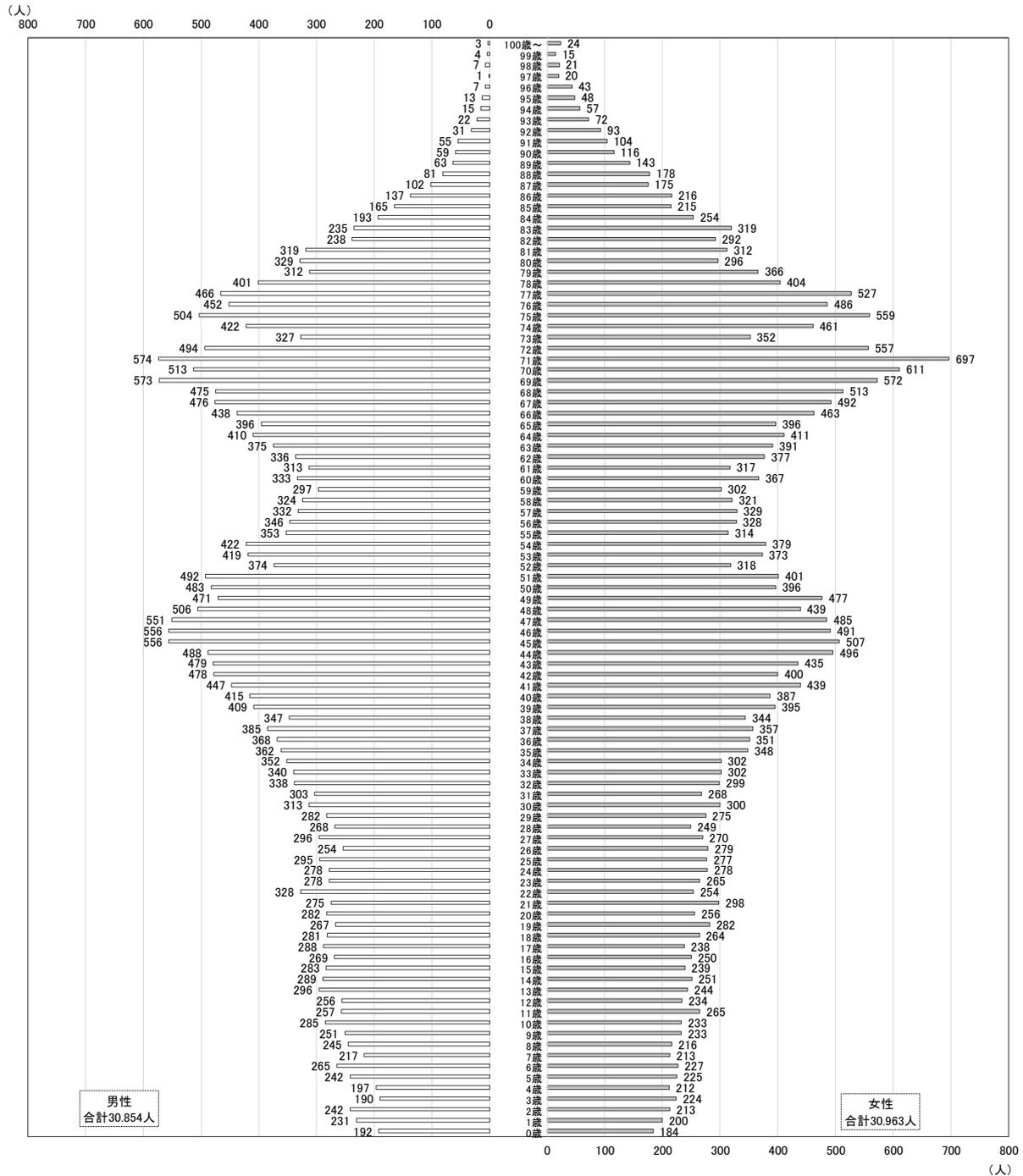


資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 人口構成

平成31年4月1日現在の男女別年齢別人口構成を見ると、70歳前後と45歳前後の人口が多く、年齢が低くなるにつれて人口も少なくなっています。

図表 男女別年齢別人口構成

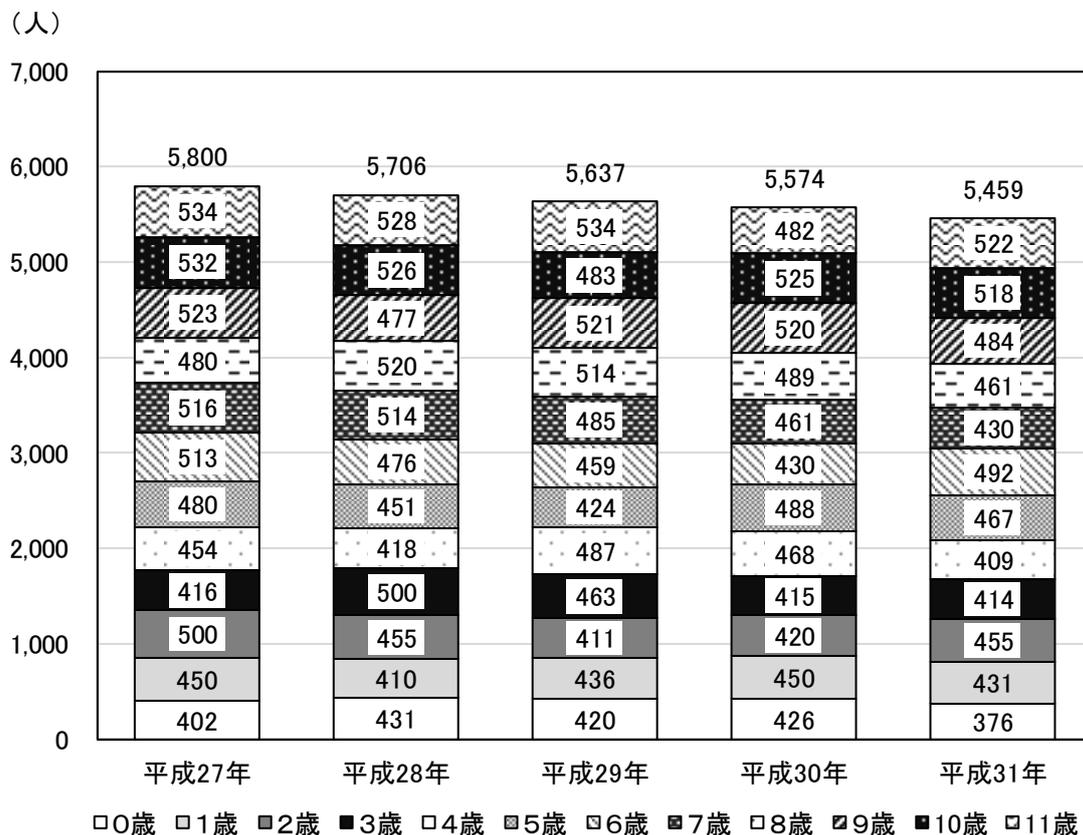


資料：住民基本台帳（平成31年4月1日現在）

(3) 児童

11歳以下の児童数（乳幼児及び小学校児童）の合計は毎年減少しています。平成31年は5,459人となっており、平成27年から341人減少しています。

図表 年齢別児童の推移



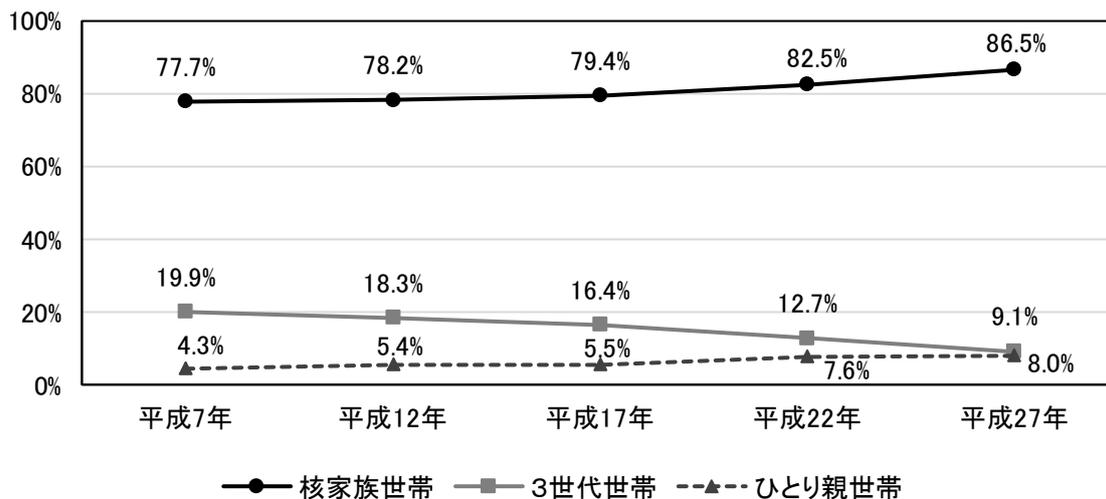
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(4) 世帯割合

18歳未満の児童がいる世帯の割合では、核家族世帯とひとり親世帯が増加し、3世代世帯は減少しています。

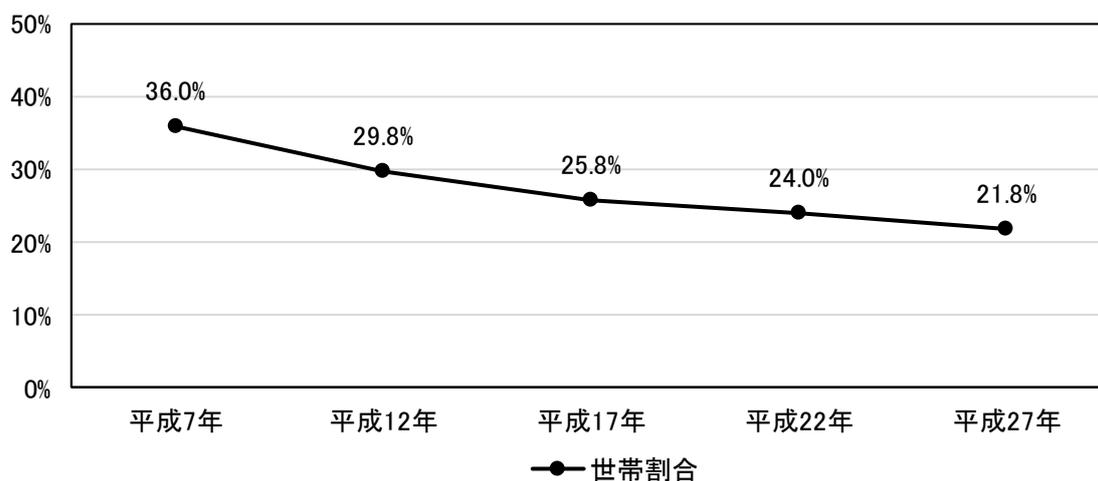
また、一般世帯に占める18歳未満の児童がいる世帯の割合は、減少しており、平成27年には21.8%となっています。

図表 18歳未満の児童がいる世帯割合の推移



資料：国勢調査

図表 一般世帯に占める18歳未満の児童がいる世帯割合の推移

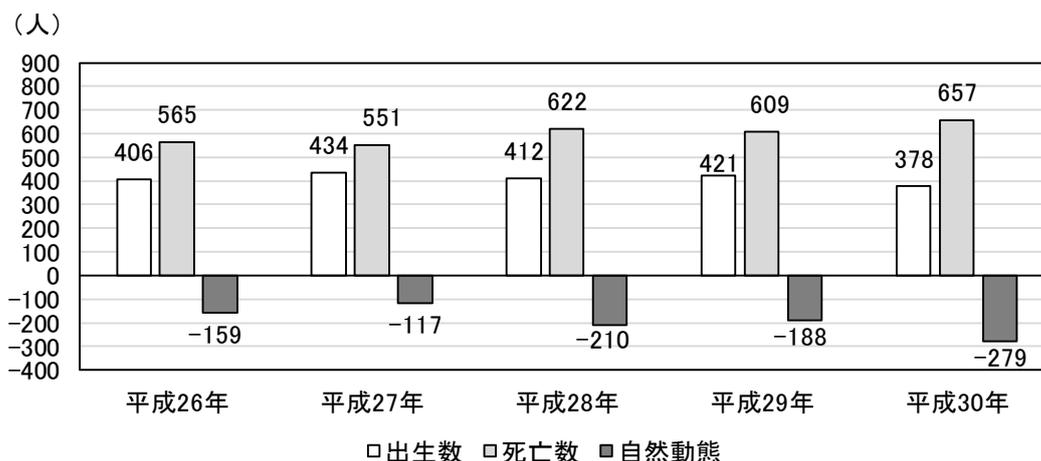


資料：国勢調査

(5) 自然動態

出生数と死亡数の差である自然動態は、平成 26 年から平成 30 年にかけて出生数が減少し、死亡数が増加しているため、自然減が続いています。平成 30 年では、自然動態はマイナス 279 人となっています。

図表 自然動態の推移

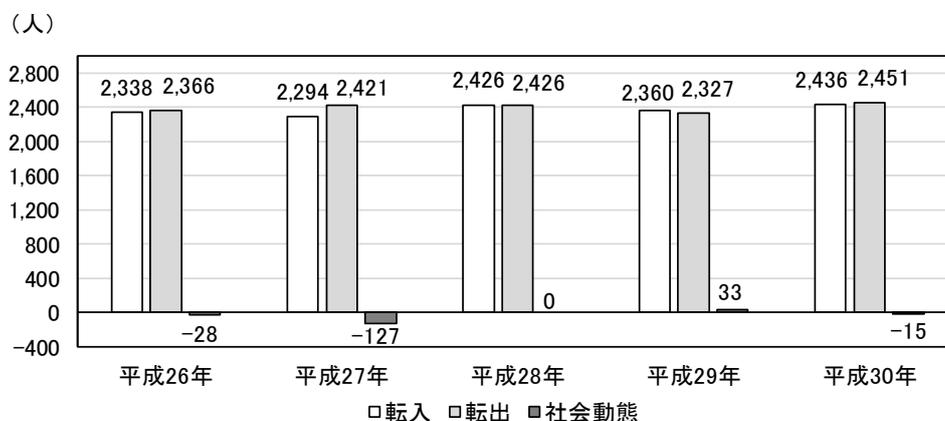


資料：統計はすだ、住民基本台帳、子ども支援課調べ

(6) 社会動態

転入数と転出数の差である社会動態は、平成 27 年までは転出数が転入数を上回る社会減となっていました。平成 28 年は転出数と転入数が均衡しています。平成 29 年は転入数が転出数を上回る社会増に転じたものの、平成 30 年には再度転出数が転入数を上回り、近年はおおむね横ばいとなっています。

図表 社会動態の推移



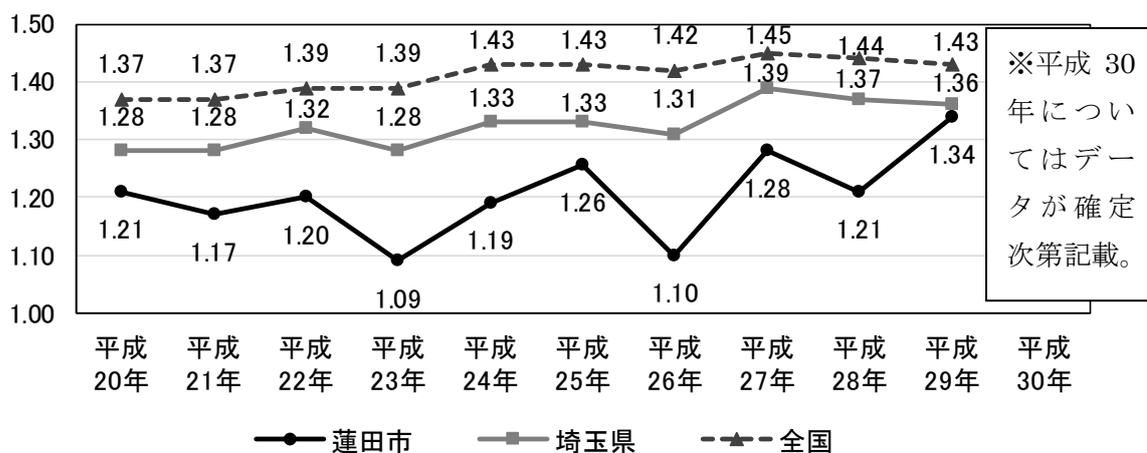
資料：統計はすだ、住民基本台帳、子ども支援課調べ

(7) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、ひとりの女性が15歳から49歳までの間に産む平均の子どもの数です。

国や県は平成27年まで緩やかな増減を繰り返しながら増加傾向で推移していましたが、平成27年から平成29年にかけては緩やかに減少しています。一方、本市は国や県の平均を下回って推移しており、平成29年には1.34となっています。

図表 合計特殊出生率の推移

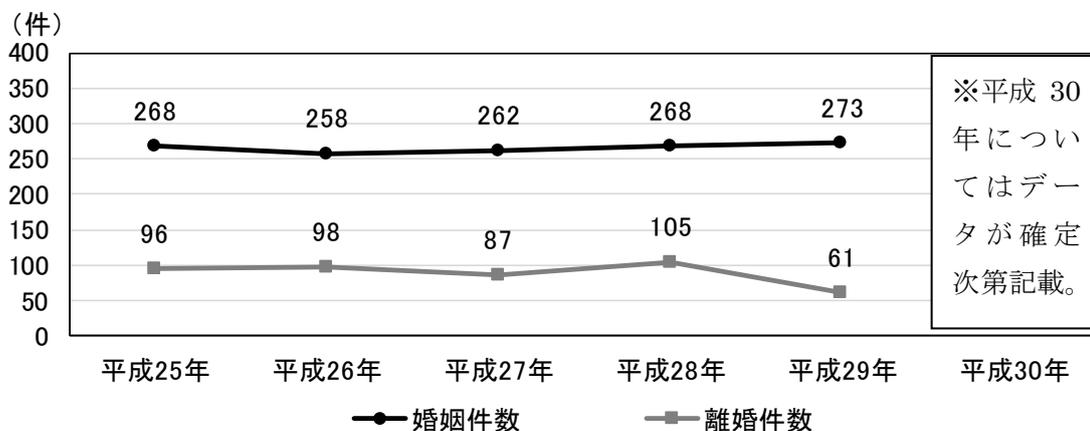


資料：埼玉県保健統計年報

(8) 婚姻、離婚件数

婚姻件数は平成26年から増加傾向で推移しており、平成29年は273件となっています。離婚件数は平成28年に増加しましたが、全体的に減少傾向となっています。

図表 婚姻、離婚件数の推移



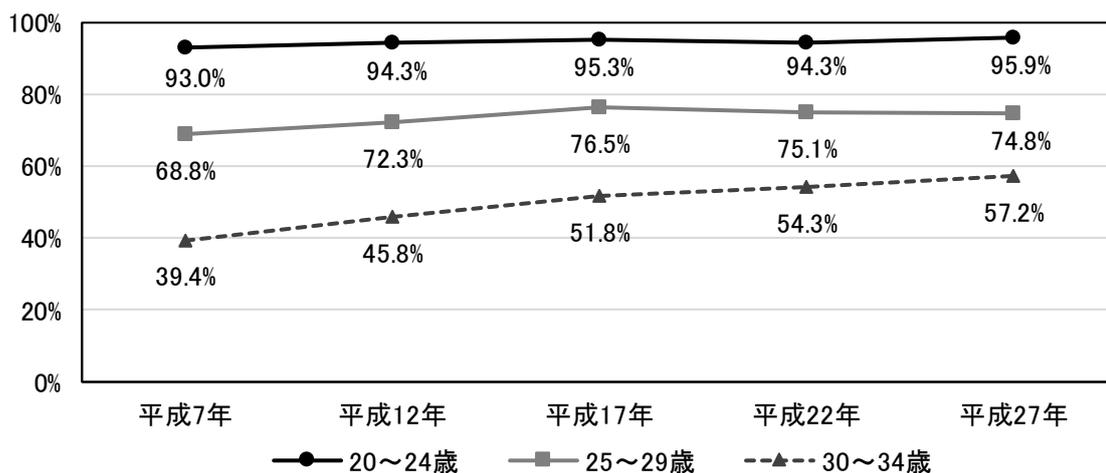
資料：埼玉県保健統計年報

(9) 未婚率

未婚率は、ほとんどの年齢階層で増加傾向となっています。また、女性よりも、男性のほう

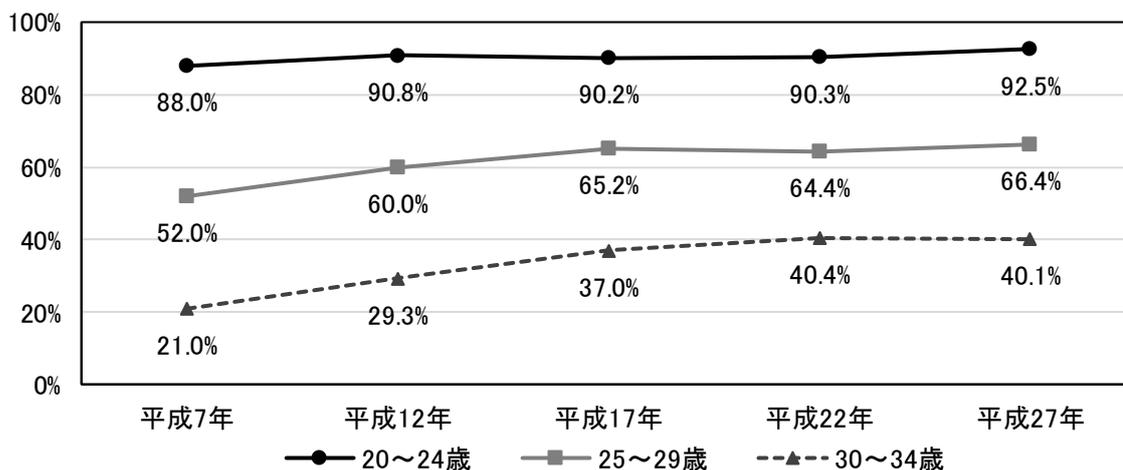
が未婚率の割合が高くなっています。増加率が最も大きいのは女性の30～34歳で、平成7年から平成27年にかけて約2倍に増加しています。

図表 年齢階層別未婚率の推移（男性）



資料：国勢調査

図表 年齢階層別未婚率の推移（女性）



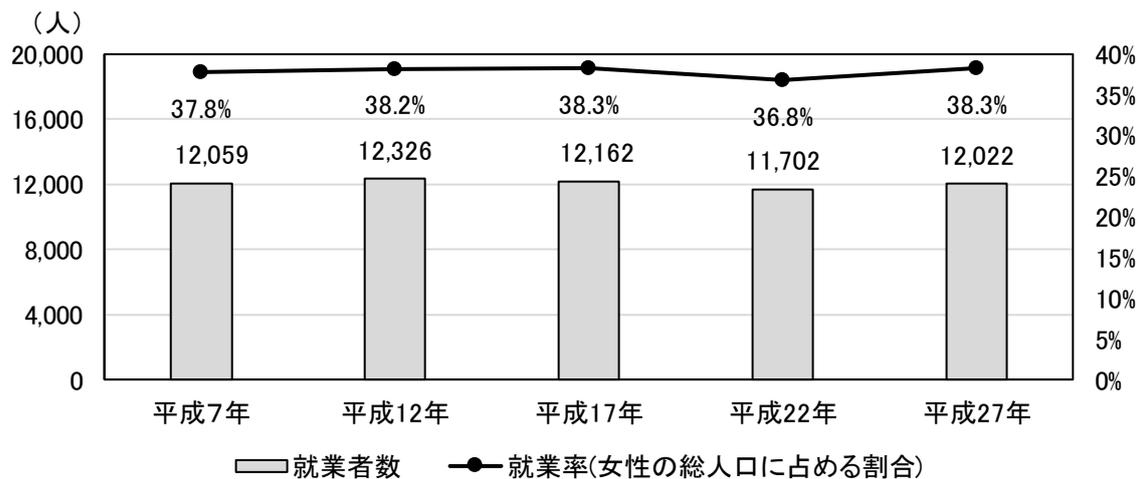
資料：国勢調査

2 女性の就労状況

(1) 就業者数の状況

女性の就業者数の推移はほぼ横ばいで、平成27年は12,022人となっていますが、率にして38.3%となっており、平成17年と並び最も高くなっています。

図表 就業者数の推移



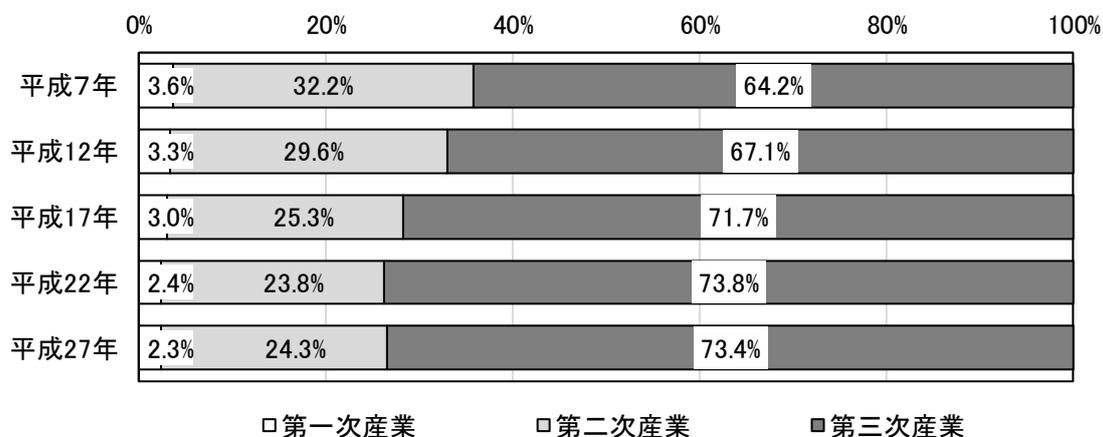
資料：国勢調査

(2) 産業別就業者割合

産業別就業者割合の推移（男女合計）を見ると、平成 22 年まで第三次産業の割合が増加傾向で推移していたものの、平成 27 年にはやや減少しています。また、第二次産業は全体的に減少傾向で推移していますが、平成 22 年から平成 27 年にかけてはわずかに増加しています。

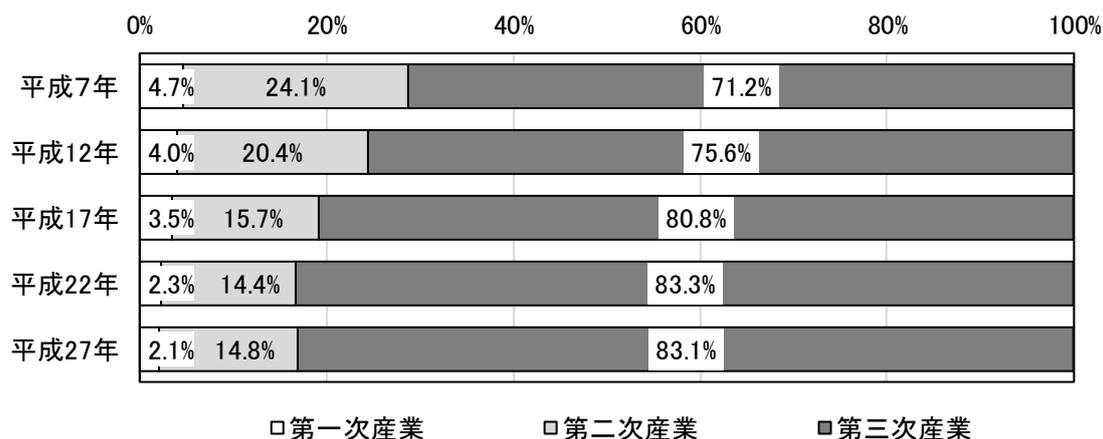
産業別就業者割合の推移（女性）も同様の結果となっています。

図表 産業別就業者割合の推移（男女合計）



資料：国勢調査

図表 産業別就業者割合の推移（女性）



資料：国勢調査

3 保育サービス等の現状

(1) 認可保育園の状況

平成31年3月1日現在、公立保育園が7か所、私立保育園が4か所の合計11か所となっています。

園児数は増加傾向にあり、平成26年度の506人から平成30年度には638人と、132人増加しています。

図表 認可保育園の推移

単位：か所、人

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 公立保育園 | 6 | 6 | 7 | 7 | 7 |
| 私立保育園 | 1 | 4 | 5 | 5 | 4 |
| 合計 | 7 | 10 | 12 | 12 | 11 |
| 定員 | 530 | 586 | 658 | 658 | 708 |

資料：子ども支援課調べ（各年3月1日現在）

図表 園児数の推移

単位：人

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 0歳 | 34 | 52 | 57 | 54 | 53 |
| 1歳 | 75 | 93 | 106 | 105 | 107 |
| 2歳 | 92 | 116 | 122 | 121 | 122 |
| 3歳 | 93 | 97 | 112 | 110 | 126 |
| 4歳 | 96 | 95 | 106 | 117 | 112 |
| 5歳 | 116 | 98 | 110 | 111 | 118 |
| 合計 | 506 | 551 | 613 | 618 | 638 |

資料：子ども支援課調べ（各年3月1日現在）

(2) 幼稚園の状況

平成 30 年 5 月 1 日現在、私立の幼稚園が 4 か所となっています。

園児数は減少傾向にあり、平成 26 年度の 688 人から平成 30 年度には 486 人と、202 人減少しています。

図表 幼稚園の推移

単位：か所、人

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 公立の幼稚園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 私立の幼稚園 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 合計 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 定員 | 1,575 | 1,295 | 1,225 | 1,225 | 1,225 |

資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）

※平成 26 年度は、認定こども園しらゆりの教育部分を含む。

図表 園児数の推移

単位：人

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 3 歳 | 185 | 163 | 150 | 160 | 117 |
| 4 歳 | 243 | 167 | 204 | 180 | 188 |
| 5 歳 | 260 | 204 | 168 | 209 | 181 |
| 定員 | 688 | 534 | 522 | 549 | 486 |

資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）

※平成 26 年度は、認定こども園しらゆりの教育部分を含む。

(3) 認定こども園の状況

平成 30 年 5 月 1 日現在、幼保連携型認定こども園が 1 か所となっています。

園児数は、教育部分の園児数が平成 27 年度以降減少しており、平成 30 年度は 67 人となっています。一方で、保育部分の園児数は平成 26 年度以降増加しており、平成 30 年度は 99 人となっています。

図表 認定こども園の推移

単位：か所、人

| | | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|-------|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 幼保連携型 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 幼稚園型 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 保育所型 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地方裁量型 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 定員 | 保育部分 | 45 | 69 | 69 | 100 | 100 |
| | 教育部分 | 0 | 135 | 135 | 90 | 90 |

資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）

※平成 26 年度教育部分の定員は、前頁「幼稚園の状況」に含まれている。

図表 園児数（教育部分）の推移

単位：人

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 0 歳 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1 歳 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2 歳 | 0 | 0 | 2 | 2 | 3 |
| 3 歳 | 0 | 45 | 36 | 18 | 13 |
| 4 歳 | 0 | 38 | 36 | 34 | 17 |
| 5 歳 | 0 | 38 | 31 | 17 | 34 |
| 合計 | 0 | 121 | 105 | 71 | 67 |

資料：子ども支援課調べ（各年 3 月 1 日現在）

※平成 26 年度は、前頁「幼稚園の状況」に含まれている。

図表 園児数（保育部分）の推移

単位：人

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 0 歳 | 9 | 9 | 6 | 8 | 6 |
| 1 歳 | 12 | 12 | 11 | 16 | 15 |
| 2 歳 | 6 | 18 | 16 | 16 | 18 |
| 3 歳 | 0 | 8 | 23 | 17 | 17 |
| 4 歳 | 0 | 6 | 12 | 25 | 18 |
| 5 歳 | 0 | 2 | 7 | 10 | 25 |
| 合計 | 27 | 55 | 75 | 92 | 99 |

資料：子ども支援課調べ（各年 3 月 1 日現在）

4 子どもの健全育成

(1) 子育て関連施設

市内の子育て関連施設は以下のとおりとなっています。(令和元年10月時点)

| No. | 名称 | | 施設数 |
|-----|----------------|-----------|-----|
| 1 | 地域子育て支援拠点 | 子育て支援センター | 4 |
| | | 子育てひろば | 3 |
| 2 | 児童センター | | 1 |
| 3 | 保育園(公立7・私立1) | | 8 |
| 4 | 地域型保育事業施設 | | 4 |
| 5 | 認可外保育施設 | | 1 |
| 6 | 幼稚園(公立0・私立4) | | 4 |
| 7 | 認定こども園 | | 1 |
| 8 | 小学校 | | 8 |
| 9 | 中学校 | | 5 |
| 10 | 学童保育所(公立9・私立1) | | 10 |

資料：子ども支援課調べ

■各施設の内訳

①地域子育て支援拠点

【子育て支援センター】

| No. | 名称 |
|-----|----------------|
| 1 | 閏戸保育園子育て支援センター |
| 2 | 黒浜保育園子育て支援センター |
| 3 | 中央保育園子育て支援センター |
| 4 | 子育て支援センターしらゆり |

【子育てひろば】

| No. | 名称 |
|-----|--------------|
| 5 | つどいの広場・おひさま |
| 6 | 子育てひろば・ぽこ |
| 7 | 児童センター子育てひろば |

②児童センター

| No. | 名称 |
|-----|--------|
| 1 | 児童センター |

③保育園

公立

| No. | 名称 | 定員（人） |
|-----|-----------|-------|
| 1 | 中央保育園 | 90 |
| 2 | 閨戸保育園 | 110 |
| 3 | 黒浜保育園 | 90 |
| 4 | 蓮田南保育園 | 70 |
| 5 | 東保育園 | 65 |
| 6 | 蓮田ねがやど保育園 | 90 |
| 7 | 蓮田みぬま保育園 | 80 |
| 合計 | | 595 |

私立

| No. | 名称 | 定員（人） |
|-----|-------|-------|
| 1 | 花星保育園 | 78 |

④地域型保育事業施設

| No. | 名称 | 定員（人） | 対象年齢 |
|-----|--------------|-------|---------|
| 1 | 保育園フルーツバスケット | 19 | 満6か月～2歳 |
| 2 | 星の子保育園 | 18 | 満2か月～2歳 |
| 3 | 星の子ステラ保育園 | 19 | 満2か月～2歳 |
| 4 | ゆめの木保育園 | 12 | 満6か月～2歳 |
| 合計 | | 68 | |

⑤認可外保育施設

| No. | 名称 | 定員（人） | 対象年齢 |
|-----|---------|-------|--------|
| 1 | 中村家庭保育室 | 15 | 2か月～6歳 |

⑥幼稚園

私立

| No. | 名称 | 定員（人） |
|-----|-------|-------|
| 1 | 大山幼稚園 | 350 |
| 2 | 黒浜幼稚園 | 280 |
| 3 | 蓮田幼稚園 | 420 |
| 4 | 新宿幼稚園 | 175 |
| 合計 | | 1,225 |

⑦認定こども園

| No. | 名称 | 定員（人） |
|-----|------------|--------------------------|
| 1 | 認定こども園しらゆり | 90（1号認定） 100（2号・3号認定） |

⑧小学校

| No. | 名称 | 児童数（人） | 学級数 |
|-----|---------|--------|-----|
| 1 | 蓮田南小学校 | 689 | 24 |
| 2 | 蓮田北小学校 | 202 | 8 |
| 3 | 平野小学校 | 191 | 7 |
| 4 | 黒浜小学校 | 352 | 14 |
| 5 | 蓮田中央小学校 | 569 | 22 |
| 6 | 黒浜西小学校 | 312 | 13 |
| 7 | 黒浜南小学校 | 307 | 12 |
| 8 | 黒浜北小学校 | 242 | 10 |
| 合計 | | 2,864 | 110 |

※児童数・学級数は、令和元年5月1日現在

⑨中学校

| No. | 名称 | 児童数（人） | 学級数 |
|-----|--------|--------|-----|
| 1 | 蓮田中学校 | 414 | 14 |
| 2 | 平野中学校 | 119 | 6 |
| 3 | 黒浜中学校 | 335 | 11 |
| 4 | 蓮田南中学校 | 323 | 11 |
| 5 | 黒浜西中学校 | 305 | 9 |
| 合計 | | 1,496 | 51 |

※生徒数・学級数は、令和元年5月1日現在

⑩学童保育所

| No. | 名称 | 定員 (人) | 対象年齢 |
|-----|---------------|--------|------------|
| 1 | 中央学童保育所 | 第1 30 | 小学校1年生～6年生 |
| | | 第2 30 | |
| | | 第3 30 | |
| | | 第4 30 | |
| 2 | 黒浜西学童保育所 | 第1 36 | 小学校1年生～6年生 |
| | | 第2 30 | |
| 3 | 蓮田南学童保育所 | 30 | 小学校1年生～3年生 |
| 4 | 黒浜南学童保育所 | 第1 30 | 小学校1年生～6年生 |
| | | 第2 30 | |
| 5 | 平野学童保育所 | 30 | 小学校1年生～6年生 |
| 6 | 蓮田北学童保育所 | 30 | 小学校1年生～6年生 |
| 7 | 黒浜学童保育所 | 第1 30 | 小学校1年生～6年生 |
| | | 第2 30 | |
| 8 | 黒浜北学童保育所 | 第1 25 | 小学校1年生～6年生 |
| | | 第2 30 | |
| 9 | 蓮田ねがやど学童保育所 | 第1 30 | 小学校1年生～6年生 |
| | | 第2 30 | |
| | | 第3 30 | |
| | | 第4 30 | |
| 10 | (私立)ともだち学童クラブ | 20 | 小学校1年生～6年生 |
| 合計 | | 591 | |

(2) 学童保育所の状況

学童保育所の状況は以下のとおりとなっています。

図表 学童保育所の推移

単位：か所、支援単位数、人

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|--------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 学童保育所数 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 支援単位数 ¹ | 13 | 15 | 17 | 19 | 20 |
| 在籍児童数 | 293 | 340 | 374 | 403 | 429 |
| 定員 | 381 | 441 | 501 | 561 | 591 |

資料：子ども支援課調べ（各年 3 月 1 日現在）

図表 学年ごとの在籍児童数の推移

単位：人

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 1 年生 | 127 | 133 | 126 | 142 | 142 |
| 2 年生 | 97 | 112 | 120 | 116 | 125 |
| 3 年生 | 51 | 72 | 91 | 88 | 97 |
| 4 年生 | 12 | 15 | 33 | 41 | 46 |
| 5 年生 | 2 | 6 | 2 | 14 | 15 |
| 6 年生 | 4 | 2 | 2 | 2 | 4 |
| 合計 | 293 | 340 | 374 | 403 | 429 |

資料：子ども支援課調べ（各年 3 月 1 日現在）

5 母子保健事業の現状

(1) 健康診査事業

健康診査の受診状況は以下のとおりとなっています。

図表 乳幼児健康診査受診率

単位：%

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 3～4 か月児健康診査 | 97.6 | 94.4 | 97.4 | 95.8 | 98.7 |
| 9～10 か月児健康診査 | 97.7 | 96.1 | 97.0 | 97.7 | 96.0 |
| 1 歳 6 か月児健康診査 | 96.2 | 95.8 | 96.0 | 99.0 | 93.9 |
| 3 歳児健康診査 | 96.2 | 92.1 | 96.6 | 95.8 | 95.1 |

資料：子ども支援課調べ

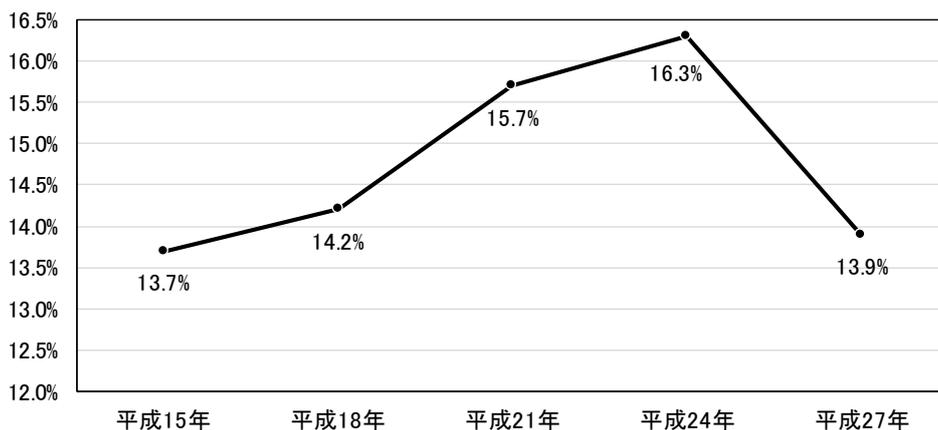
¹ 支援単位数…児童の集団の規模のことで、一つの支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とされています。

6 子どもの貧困の状況

(1) 子どもの貧困率（全国）の推移

全国における子どもの貧困率²は、平成15年から平成24年までの約10年間で2.6ポイント上昇しています。その後、平成27年には13.9%となり、2.4ポイント減少しています。

図表 子どもの貧困率の推移



資料：国民生活基礎調査

(2) 各種手当等の給付状況

各種手当等の給付状況は以下のとおりとなっています。

図表 児童扶養手当受給者数

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 受給者 | 347人 | 342人 | 340人 | 332人 | 313人 |

図表 高等職業訓練給付金対象人数

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 対象人数 | 6人 | 6人 | 7人 | 6人 | 4人 |

図表 就学援助（小学生）対象人数

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 対象人数 | 325人 | 326人 | 348人 | 363人 | 396人 |

図表 就学援助（中学生）対象人数

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 対象人数 | 200人 | 193人 | 207人 | 228人 | 251人 |

資料：子ども支援課調べ

² 子どもの貧困率…可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）が中央値の半分である貧困線を下回る18歳未満の子どもの割合。

7 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

(1) 蓮田市子育て支援に関するアンケート調査（就学前児童）

●蓮田市子育て支援に関するアンケート調査（就学前児童）の概要

- ・調査対象：蓮田市在住の就学前児童の保護者 1,200人
- ・抽出方法：無作為抽出
- ・調査期間：平成30年12月14日～12月28日
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収
- ・回収状況：回収数=598、回収率=49.8%

●蓮田市子育て支援に関するアンケート調査（就学前児童）の結果

【母親の就労状況について】

就労している方で見ると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と回答したかたが20.7%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」と回答したかたが12.2%となっています。また、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と回答したかたが21.4%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中である」と回答したかたが1.0%となっています。就労していないかたで見ると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」と回答したかたが41.0%、「これまで就労したことがない」と回答したかたが2.2%となっています。

【今後の母親の就労希望について】

就労していないと回答したかたのうち、「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」と回答したかたが最も多く48.8%となっています。次いで、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」と回答したかたが24.4%、「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」と回答したかたが22.5%となっています。

【今後の母親の働き方に関する希望について】

パート・アルバイト等に就労していると回答したかたのうち「パート・アルバイト等で就労を続けることを希望」と回答したかたが最も多く56.7%となっています。一方で、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」と回答したかたが29.1%となっています。

【平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について】

「利用している」と回答した方が62.0%となっており、「利用していない」と回答したかたが38.0%となっています。

【平日に定期的な教育・保育事業を利用していない理由について】

平日に定期的な教育・保育事業を利用していないと回答したかたのうち、その理由として「利用する必要がない（子どもの母親か父親が就労していないため等）」と回答したかたが最も多く 56.8%となっています。次いで、「子どもがまだ小さいため⇒□□歳くらいになったら利用しようと考えている」と回答したかたが 47.1%となっています。

一方で、「利用したいが、教育・保育の事業に空きがない」と回答したかたが 8.8%、「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」と回答したかたが 4.4%となっています。

【仕事と子育ての両立への支援に対する満足度について】

「大変満足」と回答したかたが 2.7%、「やや満足」と回答したかたが 16.2%となっています。一方で、「大変不満」と回答したかたが 19.7%、「やや不満」と回答したかたが 27.3%となっています。また、「どちらともいえない」と回答したかたが 31.8%となっています。

【子育てをする中で有効な支援・対策について】

「保育サービスの充実」と回答したかたが最も多く 43.6%となっています。次いで「子育てしやすい住居・環境の整備・充実」と回答したかたが 38.0%、「仕事と家庭生活の両立」と回答したかたが 37.5%となっています。

●平成 25 年度アンケート調査との比較

【母親の就労状況について】

就労しているかたを見ると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と回答したかたが平成 25 年は 16.3%だったのに対して、平成 30 年は 20.7%と 4.4 ポイント増加しています。また、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」と回答したかたが平成 25 年は 7.9%だったのに対して、平成 30 年は 12.2%と 4.3 ポイント増加しています。また、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と回答したかたが平成 25 年は 15.3%だったのに対して、平成 30 年は 21.4%と 6.1 ポイント増加しています。一方で、就労していないかたを見ると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」と回答したかたが平成 25 年は 51.5%だったのに対して、平成 30 年は 41.0%と 10.5 ポイント減少しています。

【平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について】

「利用している」と回答したかたが平成 25 年は 54.7%だったのに対して、平成 30 年は 62.0%と 7.3 ポイント増加しています。一方で、「利用していない」と回答したかたが平成 25 年は 41.1%だったのに対して平成 30 年は 38.0%と 3.1%減少しています。

(2) 蓮田市子育て支援に関するアンケート調査（小学生）

●蓮田市子育て支援に関するアンケート調査（小学生）の概要

- ・調査対象：蓮田市在住の小学生の保護者 1,200人
- ・抽出方法：無作為抽出
- ・調査期間：平成30年12月14日～12月28日
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収
- ・回収状況：回収数=622、回収率=51.8%

●蓮田市子育て支援に関するアンケート調査（小学生）の結果

【子育て（教育を含む）をする上で、相談できる人／場所の有無について】

「ある／いる」と回答したかたが90.8%となっています。「いない／ない」と回答したかたが8.8%となっています。

【子育て（教育を含む）に関する相談先について】

相談できる人／場所があると回答したかたのうち、「友人や知人」と回答したかたが最も多く81.2%となっています。次いで、「祖父母等の親族」と回答したかたが76.8%、「小学校」と回答したかたが18.4%、「近所の人」と回答したかたが15.0%となっています。

【学童保育所の利用状況について】

「利用している」と回答したかたが13.3%となっています。「利用していない」と回答したかたが86.5%となっています。

【学童保育所を利用していない主な理由について】

学童保育所を利用していないと回答したかたのうち、その理由として「就労しているが、子どもが帰宅する時間までには家にいるから」と回答したかたが最も多く32.9%となっています。次いで、「現在就労していないから」と回答したかたが32.3%、「就労しているが、放課後の短時間だけならば、子どもだけでも大丈夫だと思うから」と回答したかたが12.8%となっています。

【お子さんが病気やケガで学校を休んだときや学童保育所などが利用できなかった際に、この1年間に行った対処方法について】

お子さんが病気やケガで学校を休んだことや学童保育所などが利用できなかったことがあったと回答したかたのうち、その対処方法として、「母親が休んだ」と回答したかたが最も多く63.4%となっています。次いで、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」と回答したかたが25.3%、「親族（同居者を含む）・知人に子どもをみてもらった」と回答したかたが24.5%、「父親が休んだ」と回答したかたが13.9%となっています。一方で、「子どもだけで留守番をさせた」と回答したかたが7.7%となっています。

【母親が子育てを楽しいか辛いかどちらを多く感じるかについて】

「楽しいと感じることの方が多い」と回答したかたが最も多く 54.8%となっています。次いで、「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」と回答したかたが 33.1%、「辛いと感じることの方が多い」と回答したかたが 5.8%となっています。

【子育てをする中で有効な支援や対策と、子育ての辛さを解消するために有効な支援や対策について】

「子どもを狙った犯罪や事故の減少」と回答したかたが最も多く 44.1%となっています。次いで、「こども医療費助成制度の拡充」と回答したかたが 40.5%、「仕事と家庭生活の両立」と回答したかたが 39.5%、「子どもの教育環境の整備・充実」と回答したかたが 37.6%となっています。

●平成 25 年度アンケート調査との比較

【一時預かり等の利用について】

「利用したい」と回答したかたが平成 25 年は 18.9%だったのに対して、平成 30 年は 24.1%と 5.2 ポイント増加しています。一方で、「利用する必要はない」と回答したかたが平成 25 年は 79.6%だったのに対して、平成 30 年は 73.2%と 6.4 ポイント減少しています。

【一時預かり等の利用目的について】

一時預かり等を利用したいと回答したかたのうち、利用目的が「私用（買物、他の子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」と回答したかたが平成 25 年は 16.0%だったのに対して、平成 30 年は 48.0%と 32.0 ポイント増加しています。また、「冠婚葬祭、学校行事、他の子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」と回答したかたが平成 25 年は 37.6%だったのに対して、平成 30 年は 64.0%と 26.4 ポイント増加しています。

【子育てのことで交流したり相談できる仲間について】

「子育てについて相談し合える仲間がいる」と回答したかたが最も多く、平成 25 年は 80.4%だったのに対して、平成 30 年は 71.1%と 9.3 ポイント減少しています。次いで、「子どもと一緒に出かけられる仲間がいる」と回答したかたが平成 25 年は 65.1%だったのに対して、平成 30 年は 60.5%と 4.6 ポイント減少しています。「困ったときに子どもを預けられる仲間がいる」と回答したかたが平成 25 年は 49.7%だったのに対して、平成 30 年は 45.0%と 4.7 ポイント減少しています。「まめに連絡をくれる仲間がいる」と回答したかたが平成 25 年は 40.0%だったのに対して、平成 30 年は 34.9%と 5.1 ポイント減少しています。

(3) 子どもの生活に関する実態調査

●子どもの生活に関する実態調査の概要

- ・調査対象：蓮田市在住の未就学児、小学生、中学生の子どもがいる保護者 2,400 人
- ・抽出方法：無作為抽出
- ・調査期間：平成 30 年 12 月 14 日～12 月 28 日
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収
- ・回収状況：回収数=1,188、回収率=49.5%

●子どもの生活に関する実態のアンケート調査の結果

【経済的な理由による経験について】

「趣味やレジャーの出費を減らした」と回答したかたが最も多く 47.4%となっています。次いで、「新しい衣類・靴を買うのを控えた」と回答したかたが 44.0%、「食費を切りつめた」と回答したかたが 36.5%となっています。

【育児に関する情報の入手先と必要とする情報について】

育児に関する情報の入手先は、「友人・知人」と回答したかたが最も多く 73.8%となっています。次いで、「その他のインターネット情報」と回答したかたが 48.3%となっています。必要とする情報は、「子どもの進学や進路について」と回答したかたが最も多く 53.0%となっています。次いで、「習い事や学習塾について」と回答したかたが 43.5%となっています。

【保護者の方やお子さんが現在必要としていることについて】

「宛て名のお子さんの就学にかかる費用が軽減されること」と回答したかたが最も多く 45.5%となっています。次いで、「宛て名のお子さんが受けられる無料（低額）の学習支援制度」と回答したかたが 32.4%、「あなたがストレスを発散できる場所、機会が提供されること」と回答したかたが 21.0%となっています。

【子ども食堂の利用希望について】

「利用させたい」と回答したかたが 10.0%、「どちらかといえば利用させたい」と回答したかたが 28.7%となっています。一方で、「利用させたくない」と回答したかたが 28.3%、「どちらかといえば利用させたくない」と回答したかたが 27.0%となっています。

【子ども食堂の利用で困ることについて】

「どこにあるかわからない」と回答したかたが最も多く 66.4%となっています。次いで、「いつ実施しているかわからない」と回答したかたが 49.7%、「利用の方法がわからない」と回答したかたが 49.3%となっています。

【学習支援事業の利用希望について】

「参加させてみたい」と回答したかたが 34.2%となっています。一方で、「必要ない」と回答したかたが 34.3%となっています。また、「わからない」と回答したかたが 28.7%となっています。

●関係団体ヒアリング調査の概要

| 対象 | 活動内容 | 日時 | 場所 |
|----------------------|--|----------------------------------|--------|
| アサポート学習支援 春日部センター | 学習支援 | 平成31年 3月11日(月) 17:00~18:00 | 中央公民館 |
| はすっ子食堂 | 子ども食堂 | 平成31年 3月13日(水) 18:00~19:00 | 下町自治会館 |
| 蓮田市社会福祉協議会 | はすだ地域支えあいサービス ／歳末たすけあい事業/ ひとり親家庭へのお祝い金贈 呈／各種資金の貸付事業/ あんしんセーフティーネット ／母子福祉会 | 平成31年 3月14日(木) 9:00~9:30 | 蓮田市役所 |

●関係団体ヒアリング調査の結果

【子どもや保護者が抱える課題について】

ひとり親家庭であることを知られたくない世帯が増えてきています。

学習支援については、生活に困窮していない世帯を受け入れることで、本当に支援が必要な世帯が参加できなくなる可能性が危惧されます。また、参加する子どもの中には、時計が読めない、授業についていけない、友人関係や部活動などがうまくいっていないなどの課題を抱えている子もいます。このほか、もっと開催頻度や開催時間を拡充してほしいといった要望があります。

子ども食堂では、親と食事をしたくないことを理由に参加する子どもが増えていきます。

【支援にあたっての課題について】

ジュニア・アサポート蓮田教室は、埼玉県モデル事業として3年間の期限として実施しているため、その後も事業の継続を図るためには財源の確保が課題となります。また、学習支援についてはスタッフが少なく、子どもに対してマンツーマンの体制が取れていない状況です。

【今後必要な支援、施策等について】

各種制度や子ども食堂などの取組について、より一層の周知を図っていくことが求められています。学習支援事業については、教材の寄附やボランティアスタッフの増員等が必要であるとともに、各地区で開催できるように環境を整備していくことが重要です。

【市への要望・期待について】

市関係各課、社会福祉協議会などの関係機関による連携が求められています。また、子ども食堂については家庭児童相談員との連携が必要とされているほか、食育につながることを期待されています。

(4) 各種調査から見える課題

課題1 仕事と子育ての両立に向けた支援

5年前と比べて就労している母親は増加しており、現在就労していない母親の7割以上のかたが「就労したい」という希望を持っています。こうした中で、定期的な教育・保育の事業を利用していると回答したかたの割合は約6割で、約4割のかたが利用していないと回答しています。定期的な教育・保育の事業を利用していない理由としては、「利用したいが、教育・保育の事業に空きがない」、「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」といった回答が見られます。

また、子育てをやる中で有効だと思える支援・対策としては「保育サービスの充実」と回答したかたが最も多くなっています。

今後は、教育・保育事業の受入体制整備や子育てに伴う家計の負担軽減を図るとともに、親の就労形態に伴う多様な保育ニーズに対応し、母親の就労希望を叶えるための仕事と子育ての両立に向けた支援を推進していく必要があります。

課題2 子育てを市が一体となって行う取組の推進

子育てに関して交流したり相談できる仲間の有無について、すべての項目で「いる」と回答したかたが5年前と比較して減少しています。子育ての孤立が全国的な課題として挙げられる中で、子育ての不安感や負担感を親だけが抱え込まないように地域全体で支援し、育児不安の解消を図っていく必要があります。

また、子どもが病気やケガで学校を休んだ場合や、学童保育所などの預かり事業が利用できなかった場合の対処方法については、「子どもだけで留守番をさせた」といった回答がわずかに見られます。

今後、子育てを市が一体となって推進していくため、子育て等に関する相談・援助の充実や親子同士が交流できる場の拡充とともに、地域が一体となって子育てを支援し見守っていく環境整備が求められています。

課題3 子どもの貧困対策と居場所づくりの推進

現在必要としている支援について、就学に係る費用の軽減や無料（低額）の学習支援、ストレスを発散できる場所・機会の提供といった回答が多く見られます。これらのニーズを踏まえて、子どもの貧困対策を推進していく必要があります。

また、子ども食堂や学習支援事業に参加する子どもが、家族や友達との関係に課題を抱えているケースが見られます。このことから、これらの取組を貧困対策に限られたものではなく、地域における子どもの居場所づくりとして捉え直していくことが重要です。

今後は、将来を担う子どもたちが、地域の人とのふれあいによって、豊かな人間性や社会性を身に付けることができるよう、子どもの貧困対策と併せて、居場所づくりも推進していく必要があります。

8 蓮田市第一期子ども・子育て支援事業計画の施策の評価

蓮田市第一期子ども・子育て支援事業計画に掲げられた各施策の事業について評価を実施しました。これに基づき、各基本目標の評価を以下のようにまとめています。

各事業の評価に当たっては、A から D の4段階で実施しています。

A：予定通り実施

B：おおむね予定通り実施

C：一部のみ着手

D：未着手

基本目標1 地域における子育て支援の充実

| 基本施策 | 事業数 | 評価 | | | |
|----------------------|-----|----|---|---|---|
| | | A | B | C | D |
| (1) 家庭における子育て支援の充実 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| (2) 相談、情報提供による子育て支援 | 5 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| (3) 保育サービスの充実 | 13 | 13 | 0 | 0 | 0 |
| (4) 子どもの健全育成 | 17 | 17 | 0 | 0 | 0 |
| (5) 子どもの権利が守られる地域づくり | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |

■課題

基本目標1の「地域における子育て支援の充実」では、すべての事業について「予定通り実施」という評価となっています。今後は、必要に応じて事業内容の見直しを行いながら、各取組の充実を図ります。

基本目標2 親と子どもの健康づくりの推進

| 基本施策 | 事業数 | 評価 | | | |
|----------------------|-----|----|---|---|---|
| | | A | B | C | D |
| (1) 妊娠期・乳幼児期からの健康づくり | 13 | 13 | 0 | 0 | 0 |
| (2) 小児医療の充実 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| (3) 思春期における健康づくり | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| (4) 食育の推進 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 |

■課題

基本目標2の「親と子どもの健康づくりの推進」では、すべての事業について「予定通り実施」という評価となっています。今後は、必要に応じて事業内容の見直しを行いながら、各取組の充実を図ります。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

| 基本施策 | 事業数 | 評価 | | | |
|-----------------------|-----|----|---|---|---|
| | | A | B | C | D |
| (1) 次代の親の育成 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| (2) 子どもの生きる力の育成 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| (3) 子どもの豊かな心の育成 | 9 | 9 | 0 | 0 | 0 |
| (4) 健やかな体の育成 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| (5) 信頼される学校づくり | 7 | 7 | 0 | 0 | 0 |
| (6) 幼児教育の充実 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| (7) 家庭教育への支援の充実 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| (8) 地域の教育力の向上 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| (9) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 |

■課題

基本目標3の「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」では、ほとんどの事業において「予定通り実施」という評価となっています。

基本施策「(9) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進」では、健全育成対策の充実において「一部のみ着手」という評価となっていますが、有害図書などの設置がほとんどなかったため、「一部のみ着手」という結果となっています。

基本目標4 安心して子育てができるまちづくり

| 基本施策 | 事業数 | 評価 | | | |
|-----------------------|-----|----|---|---|---|
| | | A | B | C | D |
| (1) 住みやすい居住環境の推進 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| (2) 安全な道路交通環境の整備 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| (3) 安心して外出できる環境の整備 | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| (4) 安全なまちづくりの推進 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| (5) 子どもが生き生きと遊べる環境づくり | 4 | 3 | 1 | 0 | 0 |

■課題

基本目標4の「安心して子育てができるまちづくり」では、ほとんどの事業において「予定通り実施」という評価となっています。

基本施策「(3) 安心して外出できる環境の整備」では、公共施設などのバリアフリー化において「おおむね予定通り実施」という評価となったため、今後は公園内施設の改修等の際に、より一層のバリアフリー化が求められます。

基本施策「(5) 子どもが生き生きと遊べる環境づくり」では、公園の整備推進において「おおむね予定通り実施」という評価となったため、今後は現在整備を進めている事業について着実な推進が求められます。

基本目標5 仕事と子育ての両立への支援

| 基本施策 | 事業数 | 評価 | | | |
|-------------------|-----|----|---|---|---|
| | | A | B | C | D |
| (1) 仕事と子育ての両立への支援 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| (2) 男女共同参画意識の高揚 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |

■課題

基本目標5の「仕事と子育て両立への支援」では、すべての事業について「予定通り実施」という評価となっています。今後は、必要に応じて事業内容の見直しを行いながら、各取組の充実を図ります。

基本目標6 子どもの安全確保の推進

| 基本施策 | 事業数 | 評価 | | | |
|---------------------|-----|----|---|---|---|
| | | A | B | C | D |
| (1) 子どもの交通安全対策の推進 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| (2) 子どもを犯罪から守る環境づくり | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| (3) 被害に遭った子どもの保護の推進 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |

■課題

基本目標6の「子どもの安全確保の推進」では、ほとんどの事業について「予定通り実施」という評価となっています。

基本施策「(3) 被害に遭った子どもの保護の推進」における事業が「おおむね予定通り実施」という評価となったため、今後は学校、関係機関、スクールカウンセラー等の連携をより一層強化し、連携して対応を進める必要があります。

基本目標7 要保護児童へのきめ細やかな取組の推進

| 基本施策 | 事業数 | 評価 | | | |
|----------------------|-----|----|---|---|---|
| | | A | B | C | D |
| (1) 児童虐待防止に向けての取組 | 5 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| (2) ひとり親家庭などの自立支援の推進 | 6 | 6 | 0 | 0 | 0 |
| (3) 障がいを持つ子どもへの支援 | 5 | 4 | 1 | 0 | 0 |

■課題

基本目標7の「要保護児童へのきめ細やかな取組の推進」では、ほとんどの事業について「予定通り実施」という評価となっています。

基本施策「(3) 障がいを持つ子どもへの支援」では、障がいのある児童の保護者への経済的支援について「おおむね予定通りの実施」という評価となったため、今後は広報等を通じて障がいのある児童の保護者に対してより一層の周知が求められます。

第3章 施策の基本目標

1 基本理念

未来を託す子どもたち、
豊かな心と健やかな成長を
市民みんなで育もう！

親が安心して子育てができる環境の中で、未来を担う子どもたちが、豊かな心と希望を持って健やかに育つことは、すべての市民の願いです。

子育てを親だけの責務と考えず、子育て家庭を地域全体で支え、次世代を担う子どもたちが地域の中でさまざまな人とふれあい、心身ともに健康で、自ら体験し成長することができるように、市民みんなで見守り、愛情を注いで育てます。



蓮田市マスコットキャラクター「はすびい」

2 施策の体系

本計画では、以下の7つの項目を基本目標に掲げています。

| 基本理念 | 基本目標 | 基本施策 |
|-----------------------------------|----------------------------|-------------------------------------|
| 未来を託す子どもたち、豊かな心と健やかな成長を市民みんなで育もう！ | 1 地域における子育て支援の充実 | (1) 家庭における子育て支援の充実 |
| | | (2) 相談、情報提供による子育て支援 |
| | | (3) 保育サービスの充実 |
| | | (4) 子どもの健全育成 |
| | | (5) 子育ての負担軽減と子どもの居場所づくり |
| | | (6) 子どもの権利が守られる地域づくり |
| | 2 親と子どもの健康づくりの推進 | (1) 妊娠期・乳幼児期からの健康づくり |
| | | (2) 小児医療の充実 |
| | | (3) 思春期における健康づくり |
| | | (4) 食育の推進 |
| | 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 | (1) 次代の親の育成 |
| | | (2) 子どもの生きる力の育成 |
| | | (3) 子どもの豊かな心の育成 |
| | | (4) 健やかな体の育成 |
| | | (5) 信頼される学校づくり |
| | | (6) 幼児教育の充実 |
| | | (7) 家庭教育への支援の充実 |
| | | (8) 地域の教育力の向上 |
| | | (9) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 |
| | 4 安心して子育てができるまちづくり | (1) 安心・安全な生活環境の推進 |
| | | (2) 安全な道路交通環境の整備、交通安全対策の推進 |
| | | (3) 安心して外出できる環境の整備 |
| | | (4) 子どもを災害・犯罪から守る安全なまちづくりの推進 |
| | | (5) 子どもが生き生きと遊べる環境づくり |
| | 5 仕事と子育ての両立への支援 | (1) 仕事と子育ての両立への支援 |
| | | (2) 男女共同参画意識の高揚 |
| | 6 要保護児童等へのきめ細かな取組の推進 | (1) 児童虐待防止に向けての取組 |
| | | (2) 被害に遭った子どもの保護の推進 |
| | | (3) ひとり親家庭などの自立支援の推進 |
| | | (4) 障がいのある子どもやその家庭への支援 |
| | | (5) 日本語を母語、日本文化を母文化としない子どもやその家庭への支援 |
| | 7 子どもの貧困対策の推進 | (1) 学校における教育支援 |
| | | (2) 幼児教育・保育の充実と無償化の推進 |
| | | (3) 就学支援の充実 |
| | | (4) 子どもの居場所づくり |
| (5) 生活困窮者等の生活支援 | | |
| (6) 子ども及び保護者に対する就労支援 | | |
| (7) 経済的支援 | | |

3 基本施策と事業

基本目標 1 地域における子育て支援の充実

| 基本施策 | No. | 事業名 | ページ |
|-------------------------|--------------|----------------------------------|---------------------|
| (1) 家庭における子育て支援の充実 | 1 | ファミリー・サポート・センター事業の推進 | 55 |
| | 2 | 一時預かりの推進 | 55 |
| (2) 相談、情報提供による子育て支援 | 3 | 地域子育て支援拠点施設の充実 | 56 |
| | 4 | 利用者支援事業の充実 | 56 |
| | 5 | 家庭訪問型子育て支援ホームスタート事業の推進 | 56 |
| | 6 | 幼稚園等に関する情報提供の促進 | 56 |
| | 7 | 発達支援センター推進事業 | 56 |
| | 8 | 関係機関連携による相談体制の充実 | 56 |
| | 9 | 子育て情報の発信 | 56 |
| | 10 | 通常保育事業の充実 | 57 |
| | 11 | 特定教育・保育施設の支援 | 57 |
| (3) 保育サービスの充実 | 12 | 地域型保育事業の支援 | 57 |
| | 13 | 家庭保育室の支援 | 57 |
| | 14 | 延長保育の拡充 | 57 |
| | 15 | 病児・病後児保育事業の拡充 | 57 |
| | 16 | 保育園の整備・拡充 | 57 |
| | 17 | 学童保育所の整備・拡充 | 57 |
| | 18 | 学童保育所の保育内容などの充実 | 58 |
| | 19 | 保育士、学童保育所指導員等の確保及び研修の充実 | 58 |
| | 20 | 発達や個性に応じた保育内容の充実 | 58 |
| | 21 | 保育サービスに関する情報提供 | 58 |
| | (4) 子どもの健全育成 | 22 | 青少年健全育成支援事業 |
| 23 | | 主任児童委員の活動の推進 | 58 |
| 24 | | P T A 活動への支援 | 58 |
| 25 | | 地域で支える子育て支援 | 59 |
| 26 | | 地域交流機会の創出 | 59 |
| 27 | | 子育てサークルの育成支援 | 59 |
| 28 | | 子育て活動促進事業 | 59 |
| 29 | | 公民館などを利用した子ども向け講座等の開催 | 59 |
| 30 | | 学校施設の活用 | 59 |
| 31 | | ブックスタート事業（はすびいのふれあい子育て「はじめての絵本」） | 59 |
| 32 | | 子ども読書支援センター（多世代交流サロン）整備事業 | 59 |
| 33 | | 保育園の園庭開放 | 59 |
| 34 | | 不登校児童・生徒、ひきこもりの若者への支援 | 60 |
| 35 | | 放課後子供教室の実施 | 60 |
| (5) 子育ての負担軽減と子どもの居場所づくり | | 36 | 各種手当・医療費助成制度などの普及啓発 |
| | 37 | 保育料等の経済的負担の軽減 | 60 |
| | 38 | 多子世帯応援事業 | 60 |
| | 39 | 学習支援事業 | 61 |
| | 40 | 退職教員による定期的補充学習推進事業 | 61 |
| | 41 | 子ども食堂支援事業 | 61 |
| | 42 | 児童センター事業の拡充 | 61 |
| (6) 子どもの権利が守られる地域づくり | 43 | 児童の権利に関する条約の普及と推進 | 62 |
| | 44 | 子ども家庭総合支援拠点の設置の検討 | 62 |

基本目標2 親と子どもの健康づくりの推進

| 基本施策 | No. | 事業名 | ページ |
|----------------------|-----|----------------------------|-----|
| (1) 妊娠期・乳幼児期からの健康づくり | 45 | 両親学級の開催 | 63 |
| | 46 | 不妊検査・治療費助成事業 | 63 |
| | 47 | 妊娠の届出・母子健康手帳交付 | 63 |
| | 48 | 妊婦健康診査の普及啓発 | 63 |
| | 49 | 乳幼児健康診査の充実 | 63 |
| | 50 | 乳幼児精密健康診査の推進 | 63 |
| | 51 | 発達健康相談の充実 | 64 |
| | 52 | 予防接種の推進 | 64 |
| | 53 | 母子保健推進員による訪問活動の推進 | 64 |
| | 54 | 妊産婦・新生児訪問指導の推進（乳児家庭全戸訪問事業） | 64 |
| | 55 | 親子教室・親子教室OB会の開催 | 64 |
| | 56 | 子どもの虫歯予防事業の実施 | 64 |
| | 3 | 地域子育て支援拠点施設の充実（再掲） | 64 |
| | 4 | 利用者支援事業の充実（再掲） | 64 |
| | 36 | 各種手当・医療費助成制度などの普及啓発（再掲） | 64 |
| (2) 小児医療の充実 | 57 | 小児救急医療体制の充実 | 65 |
| (3) 思春期における健康づくり | 58 | 性や性感染症予防に関する正しい知識の普及 | 65 |
| | 59 | 喫煙、飲酒防止教育、薬物乱用防止教育の充実 | 65 |
| | 22 | 青少年健全育成支援事業（再掲） | 65 |
| (4) 食育の推進 | 60 | 食に関わる団体の活動支援 | 66 |
| | 61 | 食に関する学習会などの開催 | 66 |
| | 62 | 食育の推進連携体制の充実 | 66 |
| | 41 | 子ども食堂支援事業（再掲） | 66 |

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

| 基本施策 | No. | 事業名 | ページ |
|-----------------------|-----|------------------------|-----|
| (1) 次代の親の育成 | 63 | 子育てなどの意義に関する普及啓発 | 67 |
| | 64 | 中・高校生などと乳幼児とのふれあいの推進 | 67 |
| (2) 子どもの生きる力の育成 | 65 | 子どもの学力向上への支援 | 67 |
| | 66 | 外部人材の活用 | 67 |
| (3) 子どもの豊かな心の育成 | 67 | 豊かな心を育てる教育、福祉教育の推進 | 68 |
| | 68 | 子どもの体験、交流活動の充実 | 68 |
| | 69 | 文化、芸術活動の推進 | 68 |
| | 70 | はすだっ子ペンの達人！事業 | 68 |
| | 71 | 農地や林などを活用した環境教育推進事業 | 68 |
| | 72 | 国際交流、地域間交流の推進 | 68 |
| | 73 | ボランティア活動の推進 | 68 |
| | 74 | 蓮田の歴史や文化とのふれあいの促進 | 68 |
| | 75 | 図書館などにおける学習活動の充実 | 69 |
| (4) 健やかな体の育成 | 76 | スポーツ活動の普及 | 69 |
| | 77 | 健康教育の推進 | 69 |
| | 78 | 子どもの健康や体力の増進 | 69 |
| | 79 | 小・中学校水泳指導民間連携事業 | 69 |
| | 80 | 中学校部活動推進事業 | 69 |
| (5) 信頼される学校づくり | 81 | 特色ある学校づくりの推進 | 70 |
| | 82 | 理科支援員の全校配置 | 70 |
| | 83 | 少人数学級の学年拡大 | 70 |
| | 84 | 教職員の資質向上 | 70 |
| | 85 | 地域ぐるみの子ども安全推進事業 | 70 |
| | 86 | 交通指導員の配置事業 | 70 |
| | 87 | 情報化に対応した教育の推進 | 70 |
| | 88 | 国際性を育む教育の推進 | 70 |
| | 89 | 特別支援教育の充実 | 71 |
| | 90 | 小・中学校の改修 | 71 |
| | 91 | 学校給食の充実 | 71 |
| | 40 | 退職教員による定期的補充学習推進事業(再掲) | 71 |
| (6) 幼児教育の充実 | 92 | 認定こども園、幼稚園、保育園、小学校との連携 | 71 |
| | 37 | 保育料等の経済的負担の軽減(再掲) | 71 |
| (7) 家庭教育への支援の充実 | 93 | 家庭教育への支援の充実 | 72 |
| | 94 | 教育指導者の活用の推進 | 72 |
| (8) 地域の教育力の向上 | 95 | 親子で参加できるイベントの開催 | 72 |
| | 96 | コミュニティ・スクール導入事業 | 72 |
| | 97 | 教育機関等連携事業 | 72 |
| | 28 | 子育て活動促進事業(再掲) | 72 |
| (9) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 | 22 | 青少年健全育成支援事業(再掲) | 73 |

基本目標4 安心して子育てができるまちづくり

| 基本施策 | No. | 事業名 | ページ |
|------------------------------|-----|-------------------------|-----|
| (1) 安心・安全な生活環境の推進 | 98 | 住宅の確保に関する情報提供 | 74 |
| | 99 | 融資制度利用の促進 | 74 |
| | 100 | シックハウス対策の推進 | 74 |
| | 101 | 空き家等対策事業 | 74 |
| | 102 | 放射線測定事業 | 74 |
| | 103 | 給食用食材の放射性物質検査事業 | 74 |
| (2) 安全な道路交通環境の整備、交通安全対策の推進 | 104 | 安全な道路交通環境の整備 | 75 |
| | 105 | 交通安全教育の推進 | 75 |
| | 106 | 放置自転車対策の推進 | 75 |
| | 107 | チャイルドシートの正しい使用の徹底 | 75 |
| | 108 | 公共交通整備事業 | 75 |
| | 86 | 交通指導員の配置事業（再掲） | 75 |
| (3) 安心して外出できる環境の整備 | 109 | 公共施設などのバリアフリー化の推進 | 76 |
| | 110 | 子育てにやさしい公共施設などの整備 | 76 |
| | 111 | パパ・ママ応援ショップ事業の実施 | 76 |
| | 112 | 公開型地理情報システム整備事業 | 76 |
| (4) 子どもを災害・犯罪から守る安全なまちづくりの推進 | 113 | 関係機関・団体によるパトロールの実施 | 77 |
| | 114 | 子ども110番の家推進事業 | 77 |
| | 115 | 街路灯などの整備の推進 | 77 |
| | 116 | 防犯意識の啓発 | 77 |
| | 117 | 消費者教育推進事業 | 77 |
| | 118 | 子育て世帯向け防災訓練事業 | 77 |
| | 119 | 公共施設の安全対策の充実 | 77 |
| (5) 子どもが生き生きと遊べる環境づくり | 120 | 公園の整備推進 | 78 |
| | 121 | 公園リノベーション事業 | 78 |
| | 122 | キッズパークはすだ事業 | 78 |
| | 30 | 学校施設の活用（再掲） | 78 |
| | 42 | 児童センター事業の拡充（再掲） | 78 |
| | 71 | 農地や林などを活用した環境教育推進事業（再掲） | 78 |
| | 90 | 小・中学校の改修（再掲） | 78 |

基本目標5 仕事と子育ての両立への支援

| 基本施策 | No. | 事業名 | ページ |
|-------------------|-----|------------------------|-----|
| (1) 仕事と子育ての両立への支援 | 123 | 育児休業制度の普及定着 | 79 |
| | 124 | 再就職・再雇用の情報提供 | 79 |
| | 125 | ワーク・ライフ・バランスの推進事業 | 79 |
| | 126 | ひとり親家庭の就業促進 | 79 |
| | 127 | 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の周知 | 79 |
| | 128 | 母子家庭等自立支援給付事業の実施 | 79 |
| (2) 男女共同参画意識の高揚 | 129 | 男女共同参画への意識づくり | 80 |
| | 130 | 男性の子育て参加の促進 | 80 |
| | 45 | 両親学級の開催（再掲） | 80 |
| | 125 | ワーク・ライフ・バランスの推進事業（再掲） | 80 |

基本目標6 要保護児童等へのきめ細かな取組の推進

| 基本施策 | No. | 事業名 | ページ |
|-------------------------------------|-----|----------------------------|-----|
| (1) 児童虐待防止に向けての取組 | 131 | 児童保護相談の充実 | 81 |
| | 132 | 要保護児童対策地域協議会の充実 | 81 |
| | 133 | 親と子の心の健康づくり対策の推進 | 81 |
| | 134 | 里親制度の普及啓発 | 81 |
| | 135 | 養育支援訪問事業の実施 | 81 |
| | 43 | 児童の権利に関する条約の普及と推進（再掲） | 82 |
| | 44 | 子ども家庭総合支援拠点の設置の検討（再掲） | 82 |
| (2) 被害に遭った子どもの保護の推進 | 136 | 被害に遭った子どもの保護の推進 | 82 |
| (3) ひとり親家庭などの自立支援の推進 | 137 | 児童扶養手当等の支給及び普及啓発 | 83 |
| | 138 | ひとり親家庭等に対する優先制度の周知 | 83 |
| | 126 | ひとり親家庭の就業促進（再掲） | 83 |
| | 127 | 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の周知（再掲） | 83 |
| | 128 | 母子家庭等自立支援給付事業の実施（再掲） | 83 |
| (4) 障がいのある子どもやその家庭への支援 | 139 | 障がいのある児童の保育の推進 | 84 |
| | 140 | 早期発見体制の充実 | 84 |
| | 141 | 療育体制の整備 | 84 |
| | 142 | 障がい児在宅福祉サービスの充実 | 84 |
| | 143 | 障がいのある児童の保護者への支援 | 84 |
| | 144 | 就学援助費の支給 | 84 |
| | 89 | 特別支援教育の充実（再掲） | 85 |
| (5) 日本語を母語、日本文化を母文化としない子どもやその家庭への支援 | 9 | 子育て情報の発信（再掲） | 85 |
| | 20 | 発達や個性に応じた保育内容の充実（再掲） | 85 |
| | 72 | 国際交流、地域間交流の推進（再掲） | 85 |

基本目標7 子どもの貧困対策の推進

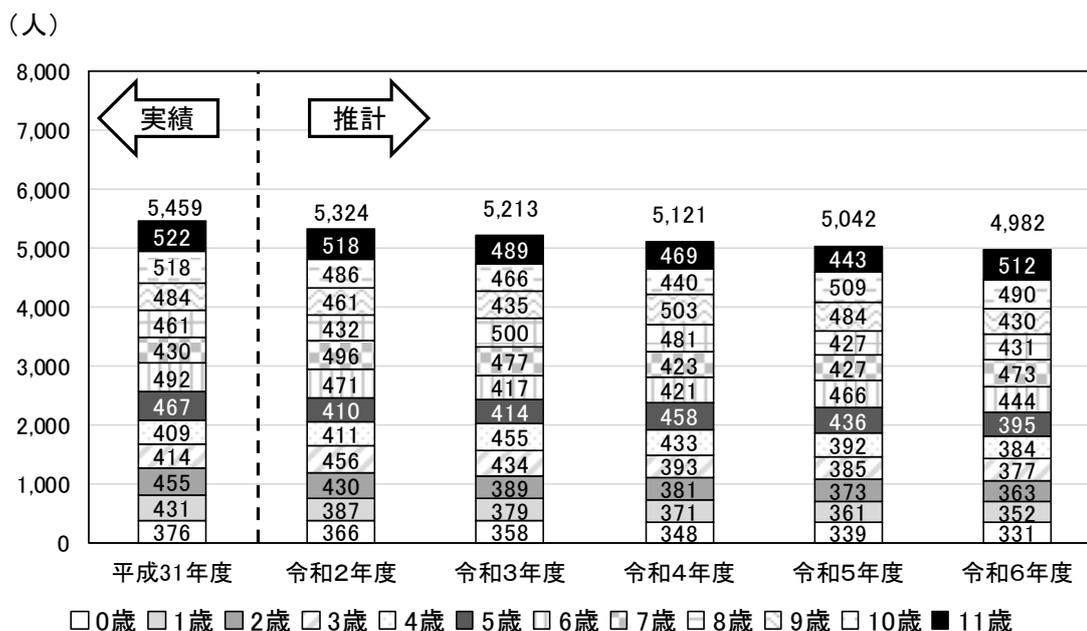
| 基本施策 | No. | 事業名 | ページ |
|-----------------------|-----|--------------------------------|-----|
| (1) 学校における教育支援 | 40 | 退職教員による定期的補充学習推進事業（再掲） | 86 |
| | 93 | 家庭教育への支援の充実（再掲） | 86 |
| | 96 | コミュニティ・スクール導入事業（再掲） | 86 |
| (2) 幼児教育・保育の充実と無償化の推進 | 37 | 保育料等の経済的負担の軽減（再掲） | 87 |
| | 92 | 認定こども園、幼稚園、保育園、小学校との連携（再掲） | 87 |
| (3) 就学支援の充実 | 145 | 入学準備金の貸付 | 87 |
| | 144 | 就学援助費の支給（再掲） | 87 |
| (4) 子どもの居場所づくり | 39 | 学習支援事業（再掲） | 88 |
| | 41 | 子ども食堂支援事業（再掲） | 88 |
| | 42 | 児童センター事業の拡充（再掲） | 88 |
| (5) 生活困窮者等の生活支援 | 146 | 生活困窮者自立相談支援事業 | 88 |
| | 4 | 利用者支援事業の充実（再掲） | 89 |
| | 16 | 保育園の整備・拡充（再掲） | 89 |
| | 17 | 学童保育所の整備・拡充（再掲） | 89 |
| | 54 | 妊産婦・新生児訪問指導の推進（乳児家庭全戸訪問事業）（再掲） | 89 |
| | 134 | 里親制度の普及啓発（再掲） | 89 |
| | 135 | 養育支援訪問事業の実施（再掲） | 89 |
| (6) 子ども及び保護者に対する就労支援 | 138 | ひとり親家庭等に対する優先制度の周知（再掲） | 89 |
| | 147 | 若者の就労支援 | 90 |
| | 126 | ひとり親家庭の就業促進（再掲） | 90 |
| (7) 経済的支援 | 128 | 母子家庭等自立支援給付事業の実施（再掲） | 90 |
| | 127 | 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の周知（再掲） | 90 |
| | 137 | 児童扶養手当等の支給及び普及啓発（再掲） | 90 |
| | 138 | ひとり親家庭等に対する優先制度の周知（再掲） | 90 |

4 児童数の推計

平成27年4月から平成31年4月の住民基本台帳人口を基に人口推計をした結果、11歳以下の児童数（乳幼児及び小学校児童）は減少傾向で推移すると見込まれます。

令和6年度には4,982人となると見込まれ、本計画期間である令和2年度から令和6年度までに300人以上の児童が減少すると推計しています。

図表 児童数の推計



資料：蓮田市人口ビジョンの推計人口を勘案し、直近5か年の住民基本台帳人口から市で独自推計

5 本市の教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとその確保方を記載することが求められています。

教育・保育提供区域とは、市町村が教育・保育を提供するための施設の整備状況等を地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件などを総合的に勘案して定める区域を指します。

本市では、保育園や認定こども園が小学校区や中学校区を超えて広域的に利用されている状況です。また、幼稚園についても、市外の幼稚園へ通園するなど市域を超えた広域的な利用があります。

これらのことから、利用者の選択肢を居住区域の周辺に限らず、広域的な区域に設定することが教育・保育事業の向上につながると考え、市内全域を1区域として設定します。

第4章 教育・保育の目標量

1 教育・保育の提供

(1) 教育・保育施設及び地域型保育事業について

子ども・子育て支援新制度に基づいて子育て家庭が利用できる教育・保育施設には、認定こども園、幼稚園、保育園（「施設型給付」）があるほか、乳幼児を預かる地域型保育事業として小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（「地域型保育給付」）があります。利用するには、市から認定を受ける必要があり、認定の区分によって利用できる施設・事業が異なります。

図表 認定区分と提供施設

| | 1号 | 2号 | 3号 |
|------|--------------------------------|--|-----------------------------|
| 認定区分 | 満3歳以上の小学校就学前の子ども 幼児期の学校教育のみ | 満3歳以上の小学校就学前の子ども 保育の必要性（保護者の労働や疾病等により、家庭において必要な保育を受けることが困難）あり | 満3歳未満の小学校就学前の子ども |
| 提供施設 | ●幼稚園 ●認定こども園 | ●認定こども園 ●保育園 | ●認定こども園 ●保育園 ●地域型保育事業 |

図表 教育・保育施設及び地域型保育事業の概要

| | 施設・事業 | 事業概要 |
|---------|---------------|--|
| 教育・保育施設 | 幼稚園 | 小学校就学前の幼児を預かり、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設 |
| | 認定こども園 | 幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う都道府県等から認定を受けた施設 |
| | 保育園 | 就労などのため家庭で乳幼児を保育のできない保護者に代わって保育する施設 |
| 地域型保育事業 | 家庭的保育事業（保育ママ） | 家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）、0～2歳児を対象にきめ細かな保育を行う事業 |
| | 小規模保育事業 | 少人数（定員6～19人）、0～2歳児を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う事業 |
| | 事業所内保育事業 | 会社などの事業所の保育施設などで、従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもを対象に保育する事業 |
| | 居宅訪問型保育事業 | 障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅において1対1で保育を行う事業 |

(2) 教育・保育の量の見込みと確保方策及び実施時期

① 0歳児保育（3号認定）

出産後、早期の職場復帰を希望する保護者が安心して子どもを預けることができるよう、定員の確保を図ります。

■量の見込み及び確保方策

(単位:人)

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------------|---------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み（必要利用定員総数） | | 93 | 91 | 88 | 86 | 84 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 （認定こども園・保育園） | 63 | 73 | 73 | 73 | 73 |
| | 地域型保育事業 | 19 | 25 | 25 | 25 | 25 |
| | 認可外保育施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 確保方策の合計 | 82 | 98 | 98 | 98 | 98 |

② 1・2歳児保育（3号認定）

共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して子どもを預けることができるよう、定員の確保を図ります。

■量の見込み及び確保方策

(単位:人)

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------------|---------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み（必要利用定員総数） | | 357 | 336 | 329 | 321 | 313 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 （認定こども園・保育園） | 255 | 278 | 278 | 278 | 278 |
| | 地域型保育事業 | 49 | 61 | 61 | 61 | 61 |
| | 認可外保育施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 確保方策の合計 | 304 | 339 | 339 | 339 | 339 |

③ 3～5歳児教育・保育（1号認定子ども及び2号認定子ども）

幼児教育、保育の無償化による量の増加に対応するとともに、世帯ごとの多様な就労状況や、子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、定員の確保を図ります。

■量の見込み及び確保方策

（単位：人）

| | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | | |
|------------------|-------------------------------|------|-------|----------|------|-------|-----|
| | 1号 認定 | 2号認定 | | 1号 認定 | 2号認定 | | |
| | | 教育希望 | 保育希望 | | 教育希望 | 保育希望 | |
| ①量の見込み（必要利用定員総数） | 880 | 59 | 441 | 869 | 61 | 472 | |
| 量の見込みの合計 | | 939 | 441 | | 930 | 472 | |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 （認定こども園、幼稚園、保育園） | | 147 | 470 | | 147 | 509 |
| | 確認を受けない幼稚園 | | 1,225 | － | | 1,225 | － |
| | 認可外保育施設 | | － | 0 | | － | 0 |
| | 確保方策の合計 | | 1,372 | 470 | | 1,372 | 509 |

| | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | | |
|------------------|-------------------------------|------|-------|----------|------|-------|-----|
| | 1号 認定 | 2号認定 | | 1号 認定 | 2号認定 | | |
| | | 教育希望 | 保育希望 | | 教育希望 | 保育希望 | |
| ①量の見込み（必要利用定員総数） | 853 | 60 | 489 | 818 | 56 | 485 | |
| 量の見込みの合計 | | 913 | 489 | | 874 | 485 | |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 （認定こども園、幼稚園、保育園） | | 147 | 509 | | 147 | 509 |
| | 確認を受けない幼稚園 | | 1,225 | － | | 1,225 | － |
| | 認可外保育施設 | | － | 0 | | － | 0 |
| | 確保方策の合計 | | 1,372 | 509 | | 1,372 | 509 |

| | 令和6年度 | | | |
|------------------|-------------------------------|------|-------|-----|
| | 1号 認定 | 2号認定 | | |
| | | 教育希望 | 保育希望 | |
| ①量の見込み（必要利用定員総数） | 788 | 54 | 485 | |
| 量の見込みの合計 | | 842 | 485 | |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 （認定こども園、幼稚園、保育園） | | 147 | 509 |
| | 確認を受けない幼稚園 | | 1,225 | － |
| | 認可外保育施設 | | － | 0 |
| | 確保方策の合計 | | 1,372 | 509 |

2 地域子ども・子育て支援事業の提供

(1) 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業とは、市が地域の実情に応じ、子ども・子育て支援事業計画に従って実施する以下の13の事業です。

図表 地域子ども・子育て支援事業一覧

| 事業名 |
|------------------------------------|
| ①利用者支援事業 |
| ②地域子育て支援拠点事業 |
| ③妊婦健康診査事業 |
| ④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業） |
| ⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 |
| ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業） |
| ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） |
| ⑧一時預かり事業 |
| ⑨放課後児童健全育成事業（学童保育所） |
| ⑩延長保育事業 |
| ⑪病児保育事業 |
| ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業 |

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策及び実施時期

①利用者支援事業

子育て家庭の保護者や妊婦等が、認定こども園・幼稚園・保育園等での教育・保育や地域の子育て支援事業、保健師等による相談等を円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

<現状>

[特定型]

令和元年 10 月現在、保育課窓口で保育園や子育て支援センターなどの利用支援・援助を行っています。

[母子保健型]

令和元年 10 月現在、子ども支援課に併設された子育て世代包括支援センターで保健師等の専門職がすべての妊産婦等を対象に、相談に応じ、必要に応じて関係機関を案内しています。

<量の見込みと確保方策>

本事業については、上記の2か所を引き続き運営するとともに、新規に2か所整備する計画です。子育て家庭の保護者や妊産婦等の個別のニーズを把握し、適切な利用支援を行う予定です。

[特定型]

保育課窓口で引き続き保育園や子育て支援センター等の利用支援・援助を行います。

[母子保健型]

子ども支援課併設の子育て世代包括支援センターを引き続き運営するとともに、新規に西口再開発ビル内子育て支援スペースに子育て世代包括支援センターを整備し、市内2か所で保健師等の専門職がすべての妊産婦等を対象に、相談に応じ、必要に応じて関係機関を案内します。

[基本型]

新規に西口再開発ビル内子育て支援スペースにコンシェルジュを配置し、子育て中の親子が集まる中で子育て家庭の個別ニーズ等の把握に取り組み、必要に応じて適切な機関や団体を照会します。また、関係機関等と連携し、地域課題を発見・共有することで、地域で必要な社会資源の開発等に取り組みます。

■量の見込み及び確保方策（特定型）

（単位：か所）

| | 平成 30 年度 （実績） | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|--------|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①量の見込み | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②確保方策 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

■量の見込み及び確保方策（母子保健型）

（単位：か所）

| | 平成 30 年度 （実績） | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|--------|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①量の見込み | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| ②確保方策 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |

■量の見込み及び確保方策（基本型）

（単位：か所）

| | 平成 30 年度 （実績） | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|--------|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①量の見込み | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②確保方策 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |

②地域子育て支援拠点事業

子育て支援センターやつどいの広場で、子育て家庭の親子の交流の場の提供、育児相談、子育てに関する講習会・情報提供等を行う事業です。

<現状>

令和元年10月現在、子育て支援センター4か所、つどいの広場1か所、子育てひろば2か所において、育児相談、子育て講座、子育てサークルの育成支援、子育て情報の提供などを行っています。

<量の見込みと確保方策>

過年度実績から量の見込みを算出しています。引き続き、地域子育て支援拠点において事業量の確保に努め、利用者のニーズに応える運営をしていきます。

■量の見込み及び確保方策

(単位：か所、人)

| | | 平成30年度 (実績) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------------------|------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | | 13,704 | 15,096 | 16,983 | 16,668 | 15,983 | 15,396 |
| ② 確 保 方 策 | 施設数 | 7 | 8 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| | 利用人数 | 13,704 | 15,096 | 16,983 | 16,668 | 15,983 | 15,396 |

③妊婦健康診査事業

安全な分娩と健康な子どもの出産のため、妊娠週数に応じた妊婦健康診査の受診費用を助成する事業です。

<現状>

妊娠届受理時に、母子健康手帳と併せて妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦健康診査の受診を勧めています。現在の健康診査の助成回数は14回となっています。

<量の見込みと確保方策>

翌年度の0歳児の推計人口から量の見込みを算出しています。引き続き、妊婦の利便性の向上と受診勧奨に努めます。

■量の見込み及び確保方策

(単位：人)

| | | 平成30年度 (実績) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------------------|--------|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | | 4,555 | 4,337 | 4,216 | 4,107 | 4,010 | 3,915 |
| ② 確 保 方 策 | 受診実人数 | 352 | 335 | 326 | 317 | 310 | 303 |
| | 延べ受診者数 | 4,555 | 4,337 | 4,216 | 4,107 | 4,010 | 3,915 |

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問し、保健師・助産師等が赤ちゃんの体重測定や育児等の相談、乳幼児健康診査、予防接種等のご案内を行い、育児支援を図る事業です。

<現状>

本市では、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」として実施しています。助産師による新生児訪問や母子保健推進員による訪問、職員の訪問で対応しています。3～4か月児健康診査での把握数を含めるとほぼ全件の状況が把握できています。未把握者については、予防接種の実施状況の確認や健康診査受診の再勧奨・訪問等を行い把握に努めます。

<量の見込みと確保方策>

過年度実績から量の見込みを算出。引き続き、訪問実施率の向上に努め、継続して支援が必要と判断された家庭については、保健師、助産師、ケースワーカー等が連携し、適切なサービスの提供につなげていきます。

■量の見込み及び確保方策

(単位:人)

| | 平成30年度 (実績) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 372 | 323 | 316 | 307 | 299 | 292 |
| ②確保方策 | 372 | 323 | 316 | 307 | 299 | 292 |

⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の支援を行うほか、関係機関等と連携し、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応を図る事業です。

<現状>

本市では、専門員を派遣する養育支援事業としてではなく、養育のための支援が必要と認められる妊産婦、乳幼児・児童及びその養育者に対して、保健師・助産師等が個別に自宅訪問を行い、養育に関する相談、指導、助言を行っています。また、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を開催し関係機関等と連携して、児童虐待防止に関する意識の向上や、早期発見・早期対応に取り組んでいます。

<量の見込みと確保方策>

利用実績を踏まえ、計画期間においては過去の実績の平均と同等以上の事業量を見込んでいます。引き続き、他の事業の結果などから対象者の把握に努め、必要な事業量の確保に努めます。

■量の見込み及び確保方策（養育支援訪問）

（単位：人）

| | 平成30年度 （実績） | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| ②確保方策 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |

■量の見込み及び確保方策（要保護児童）

（単位：人）

| | 平成30年度 （実績） | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| ②確保方策 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |

⑥-1 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の労働や疾病等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

<現状>

本市では、ショートステイ事業においては、児童相談所と連携を図り、児童養護施設等への委託により対応しています。市内で事業を実施している施設はありません。

<量の見込みと確保方策>

引き続き、児童相談所と連携し施設や里親等の確保に努めます。

■量の見込み及び確保方策 （単位：人）

| | 平成30年度 （実績） | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| ②確保方策 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

⑥-2 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

保護者の労働その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

<現状>

市内で事業を実施している施設はありません。

<量の見込みと確保方策>

トワイライトステイ事業は、ニーズ調査によると利用意向はほとんどないと判断されることから、事業の実施は検討中です。

■量の見込み及び確保方策 （単位：人）

| | 平成30年度 （実績） | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②確保方策 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望するかたと当該援助を行うことを希望するかたとの相互援助活動を支援する事業です。

<現状>

令和元年10月現在、蓮田市勤労青少年ホーム内にある、はすだファミリー・サポート・センターが窓口となり、事業を実施しています。

<量の見込みと確保方策>

利用実績から量の見込みを算出しています。令和3年度から西口再開発ビル内子育て支援スペースに移転する予定で、子育て支援スペース内の他の機関と連携がとりやすくなることから、利用者の多様なニーズに対応するため、提供会員の確保に努めます。

■量の見込み及び確保方策 (単位：人)

| | 平成30年度 (実績) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 1,241 | 1,255 | 1,266 | 1,204 | 1,195 | 1,188 |
| ②確保方策 | 1,241 | 1,255 | 1,266 | 1,204 | 1,195 | 1,188 |

⑧-1 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）

降園時間後も、保護者の都合でお子さんをお預かりする事業です。

<現状>

認定こども園・幼稚園において、預かり保育を実施しています。

<量の見込みと確保方策>

ニーズ調査及び一時預かり実施幼稚園の利用実績から量の見込みを算出しています。未実施園での実施を求めています。

■量の見込み及び確保方策 (単位：人)

| | | 平成30年度 (実績) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------------------|---------------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ① 量 の 見 込 み | 1号認定に よる利用 | 1,161 | 989 | 976 | 958 | 919 | 885 |
| | 2号認定に よる利用 | 18,415 | 17,879 | 18,122 | 17,879 | 16,657 | 16,224 |
| ②確保方策 | | 19,576 | 18,868 | 19,098 | 18,837 | 17,576 | 17,109 |

⑧-2 一時預かり事業（保育園等で実施する一時預かり）

保護者の疾病、冠婚葬祭、その他の理由で一時的に保育を必要とする場合、1歳から就学前までのお子さんを一時的にお預かりする事業です。

<現状>

令和元年10月現在、公立保育園4か所、私立保育園4か所、ファミリー・サポート・センターにおいて、一時預かり事業を実施しています。

<量の見込みと確保方策>

利用実績から量の見込みを算出しています。今後は、西口再開発ビル内の子育て支援スペースにおいても実施するとともに、利用状況を見ながら、より利用しやすい制度となるよう検討していきます。

■量の見込み及び確保方策

（単位：人）

| | | 平成30年度 (実績) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------------------|--|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | | 1,275 | 2,465 | 2,763 | 3,012 | 3,010 | 3,009 |
| ② 確 保 方 策 | 一時預かり (保育園) | 1,237 | 2,430 | 2,730 | 2,980 | 2,980 | 2,980 |
| | ファミリー・ サポート・セ ンター事業 (未就学児、 病児対応除 く) | 38 | 35 | 33 | 32 | 30 | 29 |

⑨放課後児童健全育成事業（学童保育所）及び新・放課後子ども総合プランに基づく本市の方針

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

令和元年から令和5年を計画期間とする国の「新・放課後子ども総合プラン」で示された各項目と合わせて推進していきます。

<現状>

保護者の就労等で放課後に児童を預かる「学童保育所」については、令和元年10月現在、市内10か所において事業を実施しています。また、地域のかたがたの参画を得て、子どもたちがともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する「放課後子供教室」については、蓮田北小学校、平野小学校、黒浜南小学校において、学童保育所と一体的に実施しています。

<量の見込みと確保方策>

(1) 学童保育所

1年生は、ニーズ調査により、2～6年生は利用実績により算出しています。施設がおおむね確保されているため、新規に施設整備を進める予定はございません。

■量の見込み及び確保方策

(単位：人)

| | | 平成30年度 (実績) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------------------|-----|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ① 量 の 見 込 み | 1年生 | 148 | 162 | 143 | 144 | 160 | 152 |
| | 2年生 | 139 | 156 | 144 | 128 | 128 | 143 |
| | 3年生 | 115 | 116 | 137 | 127 | 112 | 113 |
| | 4年生 | 69 | 74 | 71 | 83 | 77 | 68 |
| | 5年生 | 20 | 30 | 32 | 31 | 36 | 34 |
| | 6年生 | 5 | 9 | 9 | 10 | 9 | 11 |
| | 合計 | 496 | 547 | 536 | 523 | 522 | 521 |
| ②確保方策 | | 591 | 591 | 591 | 591 | 591 | 591 |

(2) 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室

ニーズを満たしているため、新規に整備する予定はございません。

■量の見込み及び確保方策

(単位：か所、%)

| | | 平成30年度 (実績) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|--|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 学校数 | | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 実施校 | | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 開設割合 | | 37.5 | 37.5 | 37.5 | 37.5 | 37.5 | 37.5 |

(3) 放課後子供教室

継続実施し、内容の拡充を図ります。

■量の見込み及び確保方策

(単位：か所)

| | 平成 30 年度 (実績) | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-----|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 実施校 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |

<新・放課後子ども総合プランを推進するための具体的な方策>

(1) 学童保育所及び放課後子供教室の一体的又は連携による実施に関する方策

- ・放課後子供教室を実施する時間帯において、両事業の従事者・参加者の協力のもと、両事業は共通プログラムによって運営を行います。
- ・共通プログラムの内容、実施日等を検討するため、学校ごとに学校関係者も含めた協議会を開催し連携を図っていきます。
- ・連携型の場合、児童が安全に移動できるよう配慮し、学童保育所指導員に加え、必要に応じボランティアを配置するよう配慮します。

(2) 小学校の余裕教室等の学童保育所及び放課後子供教室への活動に関する方策

放課後の児童の安全で安心できる居場所づくりとして、新・放課後子ども総合プランの重要性について学校関係者の理解を促進し、学校施設の積極的な利用促進を図っていきます。

(3) 学校教育部及び学校との連携に関する方策

教育委員会学校教育部並びに学校と定期的な打合せの機会を設定し、実施状況や課題などの情報を常に共有することで、事業検証や課題解決に連携した対応を図っていきます。

(4) 特別な配慮を必要とする児童への対応

- ・障がいのある児童の受け入れにあたっては、保護者や関係機関等と連携し、指導員の加配や設備のバリアフリー化に配慮します。
- ・異文化で育った児童については、保護者や関係機関等と連携し、母国語でも日本語でもともに無理なく過ごせる環境づくりに配慮します。
- ・虐待等への対応の必要のある児童については、関係機関等と連携し、早期発見、早期対応に努めます。

(5) 地域の実情に応じた学童保育所の開所時間の延長に係る取組

開所時間の延長については、利用者ニーズ、保育園の開園時間とのバランス、開所時間延長の効果などを総合的に勘案し、本市の実情に応じた開所時間延長に係る取組を進めていきます。

(6) 放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

高校生や大学生とのミニゲームなど、さまざまな遊びを通じて世代間交流を進め、多様な人たちと関わる環境を子どもたちに提供するとともに、折り紙や絵手紙、じゃがいもの植え付け、外国語を使った遊び等発達段階に応じた遊びや生活を学ぶことで、心豊かな人間性を育てていきます。

(7) 放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

各放課後児童クラブにおける取組を広報やホームページに掲載して周知を図るとともに、閩戸の式三番など地域の行事に参加し、地域との交流に努めます。

(8) 安心・安全な運営に向けた方策

指導員を確保するために、指定管理者制度等の民間活力の導入を推進し、常勤職員を施設ごとに配置することで、学校、地域との連携を強化し、保護者が相談しやすい環境づくりに取り組みます。

⑩延長保育事業

通常の保育時間の前後に保育園が園児の保育を行う事業です。

<現状>

令和元年 10 月現在、公立保育園 3 か所、私立保育園 3 か所において、保育園の通常開所時間の 11 時間を超えて延長保育を実施しています。

<量の見込みと確保方策>

ニーズ調査を基に算出しています。算出されたニーズ量を確保できるよう、事業を実施していきます。また、実施する施設を増やすことも検討します。

■量の見込み及び確保方策

(単位:人)

| | 平成 30 年度 (実績) | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|--------|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①量の見込み | 207 | 390 | 384 | 378 | 361 | 348 |
| ②確保方策 | 343 | 415 | 415 | 415 | 415 | 415 |

⑪病児保育事業

病気や病気の回復期にあり、集団保育が困難な場合で、保護者の労働等の事情により家庭で保育できない場合に一時的に保育する事業です。

<現状>

緊急サポートセンター埼玉に委託し、事業を実施しています。

<量の見込みと確保方策>

緊急サポートセンター埼玉の利用実績を基に算出しています。今後は、利用状況を見ながら、より利用しやすい制度となるよう検討していきます。

■量の見込み及び確保方策

(単位:人)

| | 平成 30 年度 (実績) | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|--------|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①量の見込み | 44 | 78 | 95 | 112 | 129 | 146 |
| ②確保方策 | 44 | 78 | 95 | 112 | 129 | 146 |

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

幼稚園や保育園等は施設によって、保育料の他に給食費（副食材料費）や教育・保育に関わる日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用を実費徴収として保護者から徴収する予定になっています。本事業は、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、費用を助成する事業です。

<量の見込みと確保方策>

令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化に合わせて実施しています。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置及び運営を促進するための事業です。

認可保育園、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等や、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入支援などを行います。

<量の見込みと確保方策>

新規事業者が円滑に事業を実施できるよう必要に応じて支援を行います。

第5章 子ども・子育て支援事業及び事業内容

1 地域における子育て支援の充実

国が働き方改革を進める中で、女性の社会進出や仕事と家庭の両立に向けて、子育て支援の拡充が必要とされています。

本市においても、子育て家庭の女性の多くは就労意向を持っており、安心して仕事と子育ての両立ができるような環境を整備する必要があります。

また一方で、子どもの権利を守るために、子どもの健全育成や居場所づくりに配慮する必要があります。

(1) 家庭における子育て支援の充実

保育園・幼稚園のような各種施設には、子どもを預かる上での開所時間、閉所時間が設けられており、保護者にとっては就労時間が制限される要因ともなります。また、日常的に保育の必要性がなくても、一時的に保育を必要とする場合もあります。それらを補うような施策の拡充が必要とされています。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|----------------------|---|--------|
| 1 | ファミリー・サポート・センター事業の推進 | 保育園への子どもの送り迎えや、外出時に子どもを連れて出かけられないときなどに、子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、子育てについての助け合い活動を支援します。また、協力会員の減少等の課題があることから、人材の確保に努めます。 | 子ども支援課 |
| 2 | 一時預かりの推進 | 保護者が外出するときやリフレッシュを必要とするときなどの一時的に保育ができないときに、保育園や西口再開発ビル内子育て支援スペース等で子どもを預かります。 | 保育課 |

(2) 相談、情報提供による子育て支援

核家族化が進み、子育てについて身近に相談できる人が少なくなったことから、孤立感や育児不安を抱える子育て家庭が多くなっています。また、国際化により、日本語を母語としない子育て家庭も増えてきています。子育て家庭が、子育てに関する正しい情報に触れ、相談できるようにするため、相談体制の充実や各種サービスの情報を周知していくことが必要です。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|------------------------|--|------------------------|
| 3 | 地域子育て支援拠点施設の充実 | 子育て支援センター等において、子育て中の親同士、子ども同士がふれあい、子育ての楽しさを味わいながら安心して子育てができるようサポートするとともに、施設の拡充、学校等との連携を図ります。 | 学校教育課 子ども支援課 保育課 |
| 4 | 利用者支援事業の充実 | 子ども及び保護者又は妊娠中のかたが、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、保育園、学童保育所、ファミリー・サポート・センター、子育て支援センター、子育て世代包括支援センター等関係機関で連携してサポートします。 | 子ども支援課 保育課 |
| 5 | 家庭訪問型子育て支援ホームスタート事業の推進 | 「外出しづらい」、「頼れる人が身近にいない」といった悩みを持つ未就学児のいる子育て家庭を対象に、研修を受けたホームビジターが訪問し、子育て中の親の心を支える家庭訪問型子育て支援ホームスタート事業を推進します。また、ホームビジターの養成等人材の確保に努めます。 | 保育課 |
| 6 | 幼稚園等に関する情報提供の促進 | 幼稚園等に関する情報提供を促進します。 | 保育課 |
| 7 | 発達支援センター推進事業 | 発達支援相談室において、子どもの発達について心配している保護者や関係機関の相談を受け、必要な支援を行います。 | 学校教育課 |
| 8 | 関係機関連携による相談体制の充実 | 児童センター、家庭児童相談室、保育園、地域子育て支援センター、教育相談室、心のホット相談室、発達支援センターなどにおいて、関係機関と連携を図りながら、来所、電話、ファックス、Eメールなど多様な相談体制の充実を図ります。 | 学校教育課 子ども支援課 保育課 |
| 9 | 子育て情報の発信 | 家庭教育の支援を図るため、子育て中の親子が必要な保健・医療・福祉など各分野の情報や子育てサークル情報、公共施設案内などの情報を集め、あらゆる媒体で発信します。また、多言語化を進め、日本語を母語、日本文化を母文化としない外国につながる子どもへの支援・配慮に努めます。 | 子ども支援課 保育課 |

(3) 保育サービスの充実

子育て中の女性の高い就労意向に応えられるように、安心して仕事と子育ての両立ができる環境を整備する必要があります。

待機児童の早期解消に加え、多様な保育ニーズに応えられるように、サービスの拡充や質的向上を図るため、優れた人材の確保が求められています。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|---------------|---|---------------|
| 10 | 通常保育事業の充実 | 保育を必要とする児童を、保護者に代わり、保育園で保育します。 | 保育課 |
| 11 | 特定教育・保育施設の支援 | 施設型給付費の支給対象として市が確認した認定こども園、幼稚園、保育園に対し、施設型給付費等により支援します。 | 保育課 |
| 12 | 地域型保育事業の支援 | 待機児童の多い0歳児から2歳児を対象とした小規模保育事業や事業所内に保育園を開設する事業所内保育事業、いわゆるベビシッター等の居宅訪問型保育事業について、市の認可を受け、地域型保育給付費の支給対象として市が確認した施設に対し、地域型保育給付費等により支援し、受入枠の拡充を図ります。 | 保育課 |
| 13 | 家庭保育室の支援 | 家庭保育室に対して運営費などの補助を行い、適切な保育の実施を支援するとともに、認可保育園への移行についても支援します。 | 保育課 |
| 14 | 延長保育の拡充 | 長時間保育が子どもの負担にならないよう配慮しながら保育時間を延長するなど、より一層の拡充を図ります。 | 保育課 |
| 15 | 病児・病後児保育事業の拡充 | 保育園等に通所している児童が病気又は回復期にあり、保護者が事情により家庭で保育できない場合に対して、一時的に緊急サポートセンター埼玉や病院等に付託された専用スペースにおいて保育する病児・病後児保育事業の拡充を図ります。 | 子ども支援課 保育課 |
| 16 | 保育園の整備・拡充 | 待機児童の解消のため、子育て安心プラン実施計画等に基づき、保育園の整備・拡充を図ります。 | 子ども支援課 |
| 17 | 学童保育所の整備・拡充 | 新・放課後子ども総合プランに基づき、必要に応じて、バリアフリー化等設備の充実を図ります。 | 子ども支援課 |

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|-------------------------|--|-------|
| 18 | 学童保育所の保育内容などの充実 | 指定管理者制度等の民間活力の導入を推進し、学童保育所等の保育内容の拡充を図ります。 | 保育課 |
| 19 | 保育士、学童保育所指導員等の確保及び研修の充実 | 保育士、学童保育所指導員の確保に努めるとともに、各種研修会などを通して、保育士、学童保育所指導員等の資質向上に努めます。 | 保育課 |
| 20 | 発達や個性に応じた保育内容の充実 | 定期的に身体測定、健康診断などを行うことで、園児の発育・発達状況を把握し、子どもの発達や個性に応じた保育の質の向上に努めます。また、子どもの心身の健康や安全に配慮した保育内容の充実を図ります。 | 保育課 |
| 21 | 保育サービスに関する情報提供 | 市民が施策を利用しやすいようにするため、あらゆる媒体により、保育サービスに関する情報提供を図ります。 | 保育課 |

(4) 子どもの健全育成

子どもたちの健全育成には、他の同年代の子どもたちと自由・安全に遊べる場所の提供や、多世代との交流などが重要とされています。また、子どもたちの心の健康にも配慮し、子どもたちが悩みを一人で抱えることがないようにする取組も必要となります。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|--------------|--|--------|
| 22 | 青少年健全育成支援事業 | 青少年の健全育成を図るため、青少年にとって望ましい環境づくりの促進を図ることを目的とした事業に補助金を交付し、支援を行います。また、必要に応じて、青少年問題協議会を開催します。 | 子ども支援課 |
| 23 | 主任児童委員の活動の推進 | 子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、主任児童委員の研修を充実させることで、資質の向上に努めます。 | 福祉課 |
| 24 | P T A活動への支援 | 児童・生徒の福祉の増進と学校教育の振興が図れるよう、蓮田市P T A連絡協議会への補助金交付等を通じて、P T A活動を支援します。 | 社会教育課 |

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|----------------------------------|---|------------------------|
| 25 | 地域で支える子育て支援 | 保育園、子育て支援センター、児童センター、公民館等において、異年齢児、障がいのある児童、高齢者などさまざまな人々とのふれあいや交流を図り、子育てを地域全体で支えます。 | 長寿支援課 子ども支援課 保育課 |
| 26 | 地域交流機会の創出 | 親子で参加できるイベント開催し、地域の親子同士が交流できる機会の充実を図ります。 | 社会教育課 文化スポーツ課 |
| 27 | 子育てサークルの育成支援 | 子育てサークルに対して、活動の場や情報の収集・提供を拡充します。また、子育てサークル活動の活性化を目的とした研修を充実し、サークルの指導者の育成を図ります。 | 子ども支援課 保育課 社会教育課 |
| 28 | 子育て活動促進事業 | コミュニティ活動、子ども会活動、地域におけるボランティア活動、家庭教育学級活動等を支援・促進し、地域の絆の深まりや教育力の向上につなげていきます。 | 子ども支援課 社会教育課 |
| 29 | 公民館などを利用した子ども向け講座等の開催 | 公民館などを活用し、子ども向け講座等を充実させていきます。 | 社会教育課 |
| 30 | 学校施設の活用 | 校庭や特別教室といった学校の施設を開放することで、学校を生涯学習の場としても活用します。 | 社会教育課 文化スポーツ課 |
| 31 | ブックスタート事業（はすぴいのふれあい子育て「はじめての絵本」） | 乳幼児健診時に絵本を配布し、読み聞かせを行うなど、絵本を通じて乳幼児と保護者が触れ合える支援の充実を図ります。 | 子ども支援課 社会教育課 |
| 32 | 子ども読書支援センター（多世代交流サロン）整備事業 | 子どもからお年寄りまで多世代が利用できる読書環境を整備するとともに、地域ボランティアの育成を図ります。 | 社会教育課 |
| 33 | 保育園の園庭開放 | 子育て中の親子と保育園児の交流の機会として、月に1～2回程度、各保育園の園庭を開放します。 | 保育課 |

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|-----------------------|--|----------------|
| 34 | 不登校児童・生徒、ひきこもりの若者への支援 | 早期に家庭訪問などを積極的に行うとともに、心のホット相談員などを配置するなど相談体制の充実を図ります。また、将来的にひきこもりにならないように、スクールカウンセラーや関係各課と連携して対応し、必要に応じて精神保健福祉センターや埼玉県ひきこもり相談サポートセンターにつなげられるよう窓口等で紹介します。 | 学校教育課 健康増進課 |
| 35 | 放課後子供教室の実施 | 地域のかたがたによる指導やボランティアのもと、子どもたちがスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などに取り組むことができるよう放課後等に小学校の教室などを活用し実施します。 | 保育課 |

(5) 子育ての負担軽減と子どもの居場所づくり

子育て家庭の経済的な負担の軽減を図り、子どもたちの居場所づくりを進めていくことが重要です。すでに実施されている子ども食堂や学習支援事業では、親や友達との関係にさまざまな課題を抱える子どもの参加も見られることから、今後も継続的に、こうした子どもたちの居場所づくりを進めていくことが必要です。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|---------------------|---|---------------|
| 36 | 各種手当・医療費助成制度などの普及啓発 | 中学校卒業までの児童を養育している保護者への児童手当や、中学校卒業までの子どもが手軽に医療を受けられるように、こども医療費助成制度などの普及啓発を図ります。 | 子ども支援課 |
| 37 | 保育料等の経済的負担の軽減 | 幼児教育・保育の無償化により、保育料や副食費、幼稚園就園の際の経済的負担を軽減するとともに、同一世帯から2人以上の児童が入園している保護者に対して、保育料の負担の軽減を図ります。 | 保育課 |
| 38 | 多子世帯応援事業 | 埼玉県と連携し、多子世帯の子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。 | 子ども支援課 保育課 |

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|--------------------|---|---------------|
| 39 | 学習支援事業 | 生活困窮世帯（生活保護世帯及び就学援助費受給世帯）の中・高校生を対象に、学習教室や家庭訪問等の支援を行う「アスポート事業」と、生活保護世帯の小学校3～6年生を対象に学習支援・食育・社会体験学習等を行う「ジュニア・アスポート事業」により、学習を支援します。 | 福祉課 子ども支援課 |
| 40 | 退職教員による定期的補充学習推進事業 | 学習の遅れた児童・生徒を対象に、退職校長や退職教員、学校応援団の元教員等を講師として定期的に補充授業を行い、教育水準の向上を図ります。 | 学校教育課 |
| 41 | 子ども食堂支援事業 | 夜一人で食事をする子どもや、忙しくて食事を作ることのできない家庭、一人暮らしの高齢者、経済的に苦しい家庭の子ども等地域のかたが一緒に食卓を囲むことで地域の居場所を創出する子ども食堂活動等を支援します。 | 子ども支援課 |
| 42 | 児童センター事業の拡充 | 子どもの年齢、発達に応じて楽しめる催しの企画や、親同士、子ども同士の交流、若者の居場所づくりを推進するなど、事業内容の充実を図ります。 | 子ども支援課 保育課 |

(6) 子どもの権利が守られる地域づくり

平成 28 年の児童福祉法の改正などもあり、子どもに対する重大な権利侵害といえる児童虐待の発生防止が急務となっています。子どもや市民に対して「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」の普及啓発を図るとともに、子どもの声をくみ取る仕組みを地域が一体となって構築する必要があります。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|-------------------|---|-----------------|
| 43 | 児童の権利に関する条約の普及と推進 | 「児童の権利に関する条約」の趣旨、内容について、子どもや市民に対して普及啓発を図るとともに、家庭や学校、関連施設など地域が一体となって児童の問題に取り組めるよう連携強化を図ります。 | 学校教育課 子ども支援課 |
| 44 | 子ども家庭総合支援拠点の設置の検討 | 児童虐待の発生を防止し、すべての子どもの権利を擁護するため、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした専門的な相談対応、必要な調査・訪問等による継続的なソーシャルワーク業務等を行う子ども家庭総合支援拠点の設置を検討します。 | 子ども支援課 |

2 親と子どもの健康づくりの推進

安心・安全な妊娠・出産や、出産後に母子が健康に過ごし、子どもが健やかに成長することができるよう、保健・医療制度の充実が求められています。

本市においても、すべての母親が妊娠・出産やその後の育児を安心して行うために、健康づくりや小児医療の充実を図る必要があります。

また、心身ともに健康に生きるためには、それらを害するさまざまな危険を子どもと親がそれぞれ学び、子どもたちが自分自身で正しい判断ができるよう、知識の普及啓発を図る必要があります。

(1) 妊娠期・乳幼児期からの健康づくり

すべての母親が妊娠・出産やその後の育児を安心して行うために、健康診査や保健指導の充実を図るとともに、切れ目なく継続した母子の健康管理や子どもが健やかに育つ環境整備が必要となります。

また、父親に対しての育児に関する情報提供なども充実させ、夫婦で積極的に育児に取り組むための支援が必要とされています。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|----------------|---|--------|
| 45 | 両親学級の開催 | 講義やグループワークなどを通して、母親や父親を対象に妊娠中の生活、出産や育児について学ぶ機会を提供し、楽しく子育てができるよう、育児不安の軽減と地域における仲間づくりを促します。 | 子ども支援課 |
| 46 | 不妊検査・治療費助成事業 | 高額の治療費がかかる不妊検査及び不妊治療について、経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成します。 | 子ども支援課 |
| 47 | 妊娠の届出・母子健康手帳交付 | 妊娠初期からの保健師・看護師との面談や、母子健康手帳の交付、行政サービス情報をまとめた子育てガイドブックの配布などを通じて、母子保健の知識の普及を図ります。 | 子ども支援課 |
| 48 | 妊婦健康診査の普及啓発 | 安全な分娩と健康な子どもの出産のため、妊婦健康診査の普及・徹底を図ります。 | 子ども支援課 |
| 49 | 乳幼児健康診査の充実 | 乳幼児の発育・発達の確認や疾病、障がいの早期発見に加えて、親子の抱えるさまざまな不安や問題に個別に対応し、乳幼児健康診査の充実とその後のサポートを強化します。 | 子ども支援課 |
| 50 | 乳幼児精密健康診査の推進 | 乳幼児健康診査後、より詳細な検査が必要な乳幼児に対して、委託医療機関で精密健康診査を実施し早期の診断・治療へつなげます。 | 子ども支援課 |

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|----------------------------|---|------------------------|
| 51 | 発達健康相談の充実 | 身体面・精神面の疾病を早期に発見し、必要に応じて治療、療育へ結びつけるとともに、親子が抱える不安の軽減を図ります。 | 子ども支援課 |
| 52 | 予防接種の推進 | 感染のおそれがある疾病の発生等を予防するため、情報メールサービスなどを活用し、予防接種を受けやすい環境を整えます。 | 子ども支援課 |
| 53 | 母子保健推進員による訪問活動の推進 | 母子保健推進員（母子愛育会）に対する母子保健研修の充実を図るとともに、妊産婦や乳幼児を持つ母親を訪問し、健康診査や予防接種等に関する情報提供や、子育て相談を行うことにより、育児不安の軽減を図ります。 | 子ども支援課 |
| 54 | 妊産婦・新生児訪問指導の推進（乳児家庭全戸訪問事業） | 助産師、保健師が妊産婦・新生児を対象に家庭訪問し、新生児の発育発達の確認や育児の方法などについてアドバイスを行うことにより、育児不安の軽減を図ります。 | 子ども支援課 |
| 55 | 親子教室・親子教室OB会の開催 | 親子教室を開催し、発達支援が必要な乳幼児に対して、小集団での遊びを通して、精神的・身体的な発達を促します。また、保護者が子どもの発達段階を正しく理解し、適切な関わりができるように支援するとともに、療育が必要な子どもに対して適切な支援の場につながるよう支援します。 | 子ども支援課 |
| 56 | 子どもの虫歯予防事業の実施 | 1歳6か月児・3歳児それぞれの検診時に歯科診察を行うほか、歯っぴー教室において歯磨き指導を実施することで、虫歯の予防を図り、歯科保健への意識向上を促します。 | 子ども支援課 |
| 3 | 地域子育て支援拠点施設の充実（再掲） | 子育て支援センター等において、子育て中の親同士、子ども同士がふれあい、子育ての楽しさを味わいながら安心して子育てができるようサポートするとともに、施設の拡充、学校等との連携を図ります。 | 学校教育課 子ども支援課 保育課 |
| 4 | 利用者支援事業の充実（再掲） | 子ども及び保護者又は妊娠中のかたが、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、保育園、学童保育所、ファミリー・サポート・センター、子育て支援センター、子育て世代包括支援センター等関係機関で連携してサポートします。 | 子ども支援課 保育課 |

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|-------------------------|--|--------|
| 36 | 各種手当・医療費助成制度などの普及啓発（再掲） | 中学校卒業までの児童を養育している保護者への児童手当や、中学校卒業までの子どもが手軽に医療を受けられるように、こども医療費助成制度などの普及啓発を図ります。 | 子ども支援課 |

（２）小児医療の充実

安心して子どもを産み、その後の子どもの健やかな成長を支援するために、小児医療体制の充実が求められています。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|-------------|---|-------|
| 57 | 小児救急医療体制の充実 | 子どもが、突発的な事故や病気の際に適切な医療が受けられるよう、関係機関と連携して救急医療体制の充実を図ります。 | 健康増進課 |

（３）思春期における健康づくり

子どもの心と体の健全な育成を図るために、性や性感染症予防、未成年者の喫煙や飲酒、薬物に関する正しい知識の普及と教育を、より一層充実させていく必要があります。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|-----------------------|--|-----------------|
| 58 | 性や性感染症予防に関する正しい知識の普及 | 思春期の性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図り、子どもの心と体の健全な育成を図ります。 | 学校教育課 子ども支援課 |
| 59 | 喫煙、飲酒防止教育、薬物乱用防止教育の充実 | 喫煙、飲酒、薬物等による健康問題について、児童・生徒及び保護者に対する健康教育などを充実し、知識の普及を図ります。 | 学校教育課 子ども支援課 |
| 22 | 青少年健全育成支援事業(再掲) | 青少年の健全育成を図るため、青少年にとって望ましい環境づくりの促進を図ることを目的とした事業に補助金を交付し、支援を行います。また、必要に応じて、青少年問題協議会を開催します。 | 子ども支援課 |

(4) 食育の推進

子どもたちの健やかな成長を促すため、正しい食習慣の形成を支援する必要があります。行政、食生活推進員協議会、認定こども園、幼稚園、保育園、学校などが連携し、家庭や地域において「食育」を推進することで、子ども自身が食の大切さを理解し、望ましい食習慣を身に付け、将来にわたって健康な生活を送ることができるよう支援します。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|---------------|---|-----------------------------------|
| 60 | 食に関わる団体の活動支援 | 食に関係する団体の活動を支援することで、食を通じた健康づくりについて地域に普及啓発を図ります。 | 商工課 健康増進課 |
| 61 | 食に関する学習会などの開催 | 望ましい食生活習慣の定着、生活習慣病予防などを目的とした講話、調理実習、相談会などを行い、食に関する情報の普及啓発を図ります。 | 健康増進課 学校教育課 子ども支援課 社会教育課 |
| 62 | 食育の推進連携体制の充実 | 子どもの健全育成のために不可欠な食育について、さまざまな関係機関・団体と幅広い観点から推進できるように、連携体制の充実を図ります。また、食育推進連絡会議を開催し、実践に向けた取組の検討や人材育成を図ります。 | 健康増進課 学校教育課 子ども支援課 |
| 41 | 子ども食堂支援事業（再掲） | 夜一人で食事をする子どもや、忙しくて食事を作ることのできない家庭、一人暮らしの高齢者、経済的に苦しい家庭の子ども等地域のかたが一緒に食卓を囲むことで地域の居場所を創出する子ども食堂活動等を支援します。 | 子ども支援課 |

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

教育が子どもの健やかな成長に対して大きな影響力を持つ一方で、少子化・核家族化が進む近年では教育者や教育機関に求められる内容が変化しています。

これからの教育では、単純な学力を向上させるための学習だけではなく、親となる意識を醸成し、生きる力を身に付けさせる教育、豊かな心・思いやりなどを育む情操教育、子どもの運動習慣の確立に向けた取組、日々変わりゆく情報化・国際化などの新たな社会への対応を教えることなども、重要な課題となってきます。

また、学校教育だけでなく、地域や家庭内での教育に対しても、さまざまな役割が求められており、地域全体による教育体制の拡充や教育環境の整備が必要となっています。

(1) 次代の親の育成

少子化や核家族化の進行に伴い、身近に乳幼児と触れ合う機会が減少しています。乳幼児や育児に関する知識が乏しいまま出産に至ることもあり、育児不安や児童虐待につながっていくことも危惧されています。小さい頃から、乳幼児と触れ合う機会を設け、命の大切さ、性に関する正しい知識、地域の仲間づくりについて学び、高い育児資質のある次代の親を育てていく必要があります。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|----------------------|--|--------------|
| 63 | 子育てなどの意義に関する普及啓発 | 子育ての意義に関する普及啓発を図るとともに、子育てに関する知識提供の機会を児童・生徒に対して行います。 | 学校教育課 |
| 64 | 中・高校生などと乳幼児とのふれあいの推進 | 親となる意識の醸成を図るため、中学生社会体験チャレンジ事業として、教育・保育施設等で乳幼児とのふれあいの場を提供します。 | 学校教育課 保育課 |

(2) 子どもの生きる力の育成

子どもたちには、自ら学び、自ら考え、主体的に問題解決を図っていくような能力の形成が求められています。こうした生きる力を身に付けるため、学校における教育だけでなく、地域のさまざま立場の人が子どもと関わり、成長を支援していく必要があります。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|--------------|---|-------|
| 65 | 子どもの学力向上への支援 | 子ども、学校及び地域の実態を把握し、子ども一人一人に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 66 | 外部人材の活用 | ボランティアを中心とした学校応援団組織の充実を図るとともに、地域の教育力を積極的に活用し、地域のかたと子どものふれあいや子どもの体験活動を促進します。 | 学校教育課 |

(3) 子どもの豊かな心の育成

子どもの豊かな心を育むため、生命の尊さや他人を思いやる大切さを知ることなど、さまざまな情操教育が求められています。学校と地域が一体となって、子どもが自然や文化などに触れる機会づくりを進めていくことが必要です。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|---------------------|--|------------------|
| 67 | 豊かな心を育てる教育、福祉教育の推進 | 人権を大切にし、豊かな心を持った人となるような「心の教育」を推進するとともに、小学生から福祉に対する理解やボランティア活動などの体験学習を行う福祉教育を推進します。 | 学校教育課 |
| 68 | 子どもの体験、交流活動の充実 | 地域の生涯学習活動等を促進し、学校外での子ども同士の相互交流や体験活動を促進します。 | 社会教育課 |
| 69 | 文化、芸術活動の推進 | 子どもの豊かな感性を育むため、文化・芸術活動の発表の場の提供や芸術鑑賞機会の提供などを行います。 | 学校教育課 文化スポーツ課 |
| 70 | はすだっ子ペンの達人！事業 | 小学6年生、中学2年生を対象に、硬筆書写技能検定の費用を公費負担します。 | 学校教育課 |
| 71 | 農地や林などを活用した環境教育推進事業 | 農地や林、沼地などの活用を図り、子どもたちが自然の営みに触れ、体験できる環境教育を推進します。 | 学校教育課 |
| 72 | 国際交流、地域間交流の推進 | 中学生の海外派遣、外国青少年のホームステイの受け入れ、外国人の子どもたちや他市町村民との交流などを推進します。また、日本語を母語、日本文化を母文化としないかたのための日本語教室や国際文化交流会の活動を支援するとともに、ワンナイトステイ事業 ³ 等への協力を行います。 | 自治振興課 学校教育課 |
| 73 | ボランティア活動の推進 | 子どもの社会参加促進の一環として、ボランティア活動、ボランティアの養成、情報の提供等を社会福祉協議会と連携し推進します。 | 学校教育課 |
| 74 | 蓮田の歴史や文化とのふれあいの促進 | 蓮田の歴史や文化に触れる機会を設け、郷土への理解や愛着を促します。 | 社会教育課 |

³ ワンナイトステイ事業…埼玉県協力の依頼を受けて、ホストファミリーとして登録していただいた市民のご家庭に外国籍の方が宿泊（1泊2日のホームステイ）する事業。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|------------------|--|--------------------------|
| 75 | 図書館などにおける学習活動の充実 | 図書館、公民館、文化財展示館、環境学習館等において、子どもたちへの多種多様な学習活動の機会提供の充実を図ります。 | みどり環境課 学校教育課 社会教育課 |

(4) 健やかな体の育成

生活様式の変化や少子化による遊び仲間の減少、スマートフォンやゲーム機といった電子機器の普及などによって、子どもが外で遊ぶ機会は少なくなっています。

子どもの運動不足は、体力や気力の低下といった健康への悪影響が懸念され、対策が必要です。また、子どもに運動指導ができる人材の確保・育成なども重要な課題となります。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|-----------------|--|------------------|
| 76 | スポーツ活動の普及 | 子どもの体力向上や健康づくりを図るため、スポーツイベントなどの実施により、スポーツ参加の機会を創出します。 | 学校教育課 文化スポーツ課 |
| 77 | 健康教育の推進 | 子どもが生涯にわたり心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣などを獲得できるよう、健康教育を推進します。 | 学校教育課 |
| 78 | 子どもの健康や体力の増進 | 子どもと家庭に対して健康や体力の増進のため、基本的な生活習慣が身に付けられるように指導を図ります。 | 学校教育課 子ども支援課 |
| 79 | 小・中学校水泳指導民間連携事業 | 小・中学校における水泳の授業について、地元民間業者との連携（委託）の可能性をその手法等も含めて検討します。 | 教育総務課 |
| 80 | 中学校部活動推進事業 | 市内全5校に外部から部活動指導員を配置し、質の高い専門的な技術指導により、部活動の活性化を図ります。 | 学校教育課 |

(5) 信頼される学校づくり

学校教育に求められるものは複雑化・困難化しており、時代に合った教育と特色ある学校づくり、これらに見合う教職員の資質向上が求められています。

また、安心して子どもを預けられるように、老朽化した建物の改修や安全な給食の提供などといった取組も続けていく必要があります。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|-----------------|---|----------------|
| 81 | 特色ある学校づくりの推進 | 小・中一貫教育モデル校を指定し、小・中一貫教育推進のための研究、実践を行うとともに、その成果を市内に広めることで、地域に根差した特色ある学校づくりを推進します。 | 学校教育課 |
| 82 | 理科支援員の全校配置 | 理科支援員を全校に配置することにより、理科支援員の活動時間を拡充し、理科教育の一層の推進を図ります。 | 学校教育課 |
| 83 | 少人数学級の学年拡大 | 児童一人一人に寄り添った、きめ細やかな指導により、基本的な生活習慣の確立と基礎学力の向上を図ります。 | 教育総務課 学校教育課 |
| 84 | 教職員の資質向上 | 教育の資質の向上を図るため、研修、評価体制の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 85 | 地域ぐるみの子ども安全推進事業 | 安全体制を整備し、来訪者確認を徹底します。また、学校とスクールガード・リーダー ⁴ による見守り活動の組織等との連携で、登下校時の児童・生徒の安全を確保します。 | 学校教育課 |
| 86 | 交通指導員の配置事業 | 主に児童・生徒の登校時の交通安全を図るため、通学路の交差点に交通指導員を配置します。 | 自治振興課 |
| 87 | 情報化に対応した教育の推進 | 児童・生徒が情報を主体的に収集・選択・活用・発信し、豊かな創造性と応用力を育成できるように、ICT（情報通信技術）を活用した教育の充実に努めます。 | 学校教育課 |
| 88 | 国際性を育む教育の推進 | 世界中の人たちとの相互理解や友好を深めるため、公民館事業や各種イベント、総合的な学習の時間などを活用し、「多文化共生教育」を推進します。 | 学校教育課 社会教育課 |

⁴ スクールガード・リーダー…主に子どもたちの登下校の見守り活動をしていただいているボランティアのかたのことで、本市では、教育委員会が全小学校に1名ずつ委嘱しています。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|------------------------|--|-------|
| 89 | 特別支援教育の充実 | 障がいのある児童が身近で適切な教育を受けられるよう、教職員の研修機会の充実や施設改善を行うことで、障がいのある児童の受入体制の拡充を図ります。 | 学校教育課 |
| 90 | 小・中学校の改修 | 児童・生徒が安全で快適な学校生活を送れるよう、老朽化対策に重点を置き、学校施設等の整備を計画的に実施します。 また、土ぼこり対策や排水性向上等を目的とした校庭整備を行います。 | 教育総務課 |
| 91 | 学校給食の充実 | 児童・生徒に対して継続的に安心・安全に給食提供が実施できるよう、給食運営等の充実に努めます。 | 教育総務課 |
| 40 | 退職教員による定期的補充学習推進事業（再掲） | 学習の遅れた児童・生徒を対象に、退職校長や退職教員、学校応援団の元教員等を講師として定期的に補充授業を行い、教育水準の向上を図ります。 | 学校教育課 |

（6）幼児教育の充実

幼児期は、人間としての発達や社会性を培う上で重要な時期であり、豊かな人間性に根差した生きる力を身に付けることが大切です。幼児期の生活が児童期の発達に影響することもあり、幼児期から児童期にかけての教育は大変重要となります。

少子化により、地域に子どもが少なくなったいま、認定こども園、幼稚園、保育園の枠を越えて、子どもたちが十分に友達と交流を深めながら育つことが望ましく、そのためには関係機関が連携し、地域全体の教育の質の向上に努めるとともに、幼児教育・保育の無償化による経済的支援を推進する必要があります。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|------------------------|---|--------------|
| 92 | 認定こども園、幼稚園、保育園、小学校との連携 | 認定こども園、幼稚園、保育園に通う幼児が、小学校に円滑に就学できるようにするため、相互に連携強化を図ります。 | 学校教育課 保育課 |
| 37 | 保育料等の経済的負担の軽減（再掲） | 幼児教育・保育の無償化により、保育料や副食費、幼稚園就園の際の経済的負担を軽減するとともに、同一世帯から2人以上の児童が入園している保護者に対して、保育料の負担の軽減を図ります。 | 保育課 |

(7) 家庭教育への支援の充実

家庭教育はすべての教育の出発点といわれ、子どもの人格や人としての生きる力を培う上で重要な役割を担っています。子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供や、子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制の充実を図ることで、家庭教育の質を向上させていくことが必要になります。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|-------------|---|--------|
| 93 | 家庭教育への支援の充実 | 子育て中の保護者に対して、家庭教育支援チーム等による子育てや家庭・学校教育に関する相談及び情報の提供を行い、家庭の教育力の向上に向けた支援を行います。 | 子ども支援課 |
| 94 | 教育指導者の活用の推進 | 家庭教育全般についての指導者の登録受付を行い、市民が円滑に講師の選定ができるよう活用の推進を図ります。 | 子ども支援課 |

(8) 地域の教育力の向上

子どもたちが心身ともに健やかに成長するために、地域の中でさまざまな経験をすることが望まれています。子どもたちが地域の活動に参加する機会の充実や環境の整備を進め、家庭や学校、地域が連携し、地域一体となって子育てに取り組んでいくことが重要です。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|-----------------|--|--------------------------|
| 95 | 親子で参加できるイベントの開催 | 気軽に親子で参加できる各種体験活動を開催します。 | 子ども支援課 社会教育課 |
| 96 | コミュニティ・スクール導入事業 | 学校や子どもたち、家庭・地域社会が抱えている課題を、コミュニティ・スクール ⁵ を導入することにより、地域ぐるみで解決します。 | 学校教育課 |
| 97 | 教育機関等連携事業 | 大学等と連携して事業を推進することで、多様化する市民ニーズに応じます。 | 学校教育課 子ども支援課 社会教育課 |
| 28 | 子育て活動促進事業(再掲) | コミュニティ活動、子ども会活動、地域におけるボランティア活動、家庭教育学級活動等を支援・促進し、地域の絆の深まりや教育力の向上につなげていきます。 | 子ども支援課 社会教育課 |

⁵ コミュニティ・スクール…学校と保護者や地域のかたがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

(9) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもたちの健全な成長のために、子どもたちを有害な情報から守っていく必要がある一方で、スマートフォンや SNS⁶の普及により、子どもたちを家庭だけで有害な情報から守ることが困難になっています。今後は子どもたちに望ましい環境づくりを推進するために、関係機関やボランティアなどの地域住民と協力し、関係業界に自主的な措置をとるよう働きかけをすることが必要になります。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|-----------------|--|--------|
| 22 | 青少年健全育成支援事業(再掲) | 青少年の健全育成を図るため、青少年にとって望ましい環境づくりの促進を図ることを目的とした事業に補助金を交付し、支援を行います。また、必要に応じて、青少年問題協議会を開催します。 | 子ども支援課 |

⁶ SNS…ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービスのこと。

4 安心して子育てができるまちづくり

安心して子育てするために、快適な生活環境の提供、安全な道路交通・事故防止、安心して外出できるまちの整備、災害や犯罪から子どもを守る都市設計、子どもが生き生きと遊べる環境づくりなどが重要な課題となっています。

また、放射線測定事業のような、住民の不安の声を解消するための施策・取組についても拡充・周知を行っていく必要があります。

(1) 安心・安全な生活環境の推進

住居は生活を送る上で重要な要素であり、住民が生活で感じるさまざまな不安を解消していくことが求められています。情報の提供や、健康に過ごせる生活環境を維持し、安心して暮らすことができるような取組を進めます。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|---------------------------|---|-------------------------------|
| 98 | 住宅の確保に関する情報提供 | パンフレットや広報誌により県営住宅の利用方法などの情報提供を行います。 | 建築指導課 |
| 99 | 融資制度利用の促進 | 勤労者向けの住宅の取得を支援するため、融資制度の利用促進を図ります。 | 商工課 |
| 100 | シックハウス ⁷ 対策の推進 | 室内環境に悪影響を及ぼすおそれのある建築資材の使用を減らすよう啓発します。 | 建築指導課 |
| 101 | 空き家等対策事業 | 空き家等の実態調査の結果に基づいた空き家等の対策を実施するとともに、不動産関係団体と連携し、適正管理と活用を図ります。 | みどり環境課 建築指導課 |
| 102 | 放射線測定事業 | 身近な生活環境等の放射線量の測定を実施するとともに、希望により、簡易測定器の貸出しを行います。 | みどり環境課 学校教育課 保育課 消防課 |
| 103 | 給食用食材の放射性物質検査事業 | 給食用食材の放射性物質検査を定期的を実施し、安心して給食をとることができるように安全性の確保を図ります。 | 教育総務課 保育課 |

⁷ シックハウス…建材や調度品などから発生する化学物質やカビ・ダニなどにより、室内空気が汚染された家のこと。このことによる健康影響を、「シックハウス症候群」と呼んでいます。

(2) 安全な道路交通環境の整備、交通安全対策の推進

妊婦や子ども、障がい者など、すべての人にとって適切な道路交通環境を維持するとともに、交通事故を防ぐ仕組みの構築や、子どもに対しての交通安全知識の普及啓発を推進する必要があります。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|-------------------|---|------------------------------|
| 104 | 安全な道路交通環境の整備 | 保育園や幼稚園周辺の園児が利用する道路の安全点検を実施し、親子などが安心して通行できる道路を整備します。また、小・中学校の通学路の整備を図るとともに、交通指導員を配置し、地域の見守り組織や小・中学校間の連携強化を図ります。 | 自治振興課 道路課 学校教育課 保育課 |
| 105 | 交通安全教育の推進 | 子どもたちを交通事故から守るため、認定こども園、幼稚園、保育園、小学校、中学校などで交通安全教室を開催します。 | 自治振興課 学校教育課 保育課 |
| 106 | 放置自転車対策の推進 | 自転車駐車場の整備及び管理運営を行うとともに、駅周辺などの放置自転車の撤去を行うことにより、歩行者の安全を図ります。 | 自治振興課 |
| 107 | チャイルドシートの正しい使用の徹底 | チャイルドシートの正しい着用について普及啓発を図ります。 | 自治振興課 |
| 108 | 公共交通整備事業 | 公共交通体系を検討するとともに、バスまちスポットやバス停サイクルスタンド等によるバスの利用促進、バリアフリー化などを図り、移動環境の充実を図ります。 | 都市計画課 |
| 86 | 交通指導員の配置事業(再掲) | 主に児童・生徒の登校時の交通安全を図るため、通学路の交差点に交通指導員を配置します。 | 自治振興課 |

(3) 安心して外出できる環境の整備

誰もが使いやすいユニバーサルデザインや、社会にあるさまざまな障壁（バリア）を取り除くバリアフリーなどの考え方を基に、道路・公園・公共交通機関・公共施設などを設計し、情報の提供を継続して行っていく必要があります。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|-------------------|---|--|
| 109 | 公共施設などのバリアフリー化の推進 | 子どもや妊産婦、高齢者、障がい者、日本語を母語としないかたなどが安心して利用できるよう、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、道路や公共施設などのバリアフリー化を推進します。 | 庶務課 自治振興課 みどり環境課 健康増進課 建築指導課 西口再開発ビル開設準備室 子ども支援課 社会教育課 文化スポーツ課 |
| 110 | 子育てにやさしい公共施設などの整備 | 子育て中のかたが利用しやすいよう、授乳コーナー、ベビーベッド、乳児イス、子ども用トイレなどを設置し、子育てにやさしい公共施設などを整備します。 | 庶務課 自治振興課 健康増進課 西口再開発ビル開設準備室 子ども支援課 社会教育課 文化スポーツ課 |
| 111 | パパ・ママ応援ショップ事業の実施 | 高校生以下の子ども、あるいは妊娠中のかたがいる家庭を応援するため、店舗等で割引などの特典が受けられるパパ・ママ応援ショップ事業を埼玉県や商工会と共同で実施します。また、専用アプリの周知などを含め、情報の発信に努めます。 | 商工課 子ども支援課 |
| 112 | 公開型地理情報システム整備事業 | 暮らしに役立つ公共施設等の位置図やバス路線図を盛り込んだ公開型地理情報システムの更新、充実に努めます。 | 都市計画課 |

(4) 子どもを災害・犯罪から守る安全なまちづくりの推進

子どもたちを災害や犯罪から守るため、防災・防犯の取組強化がより一層必要とされています。街路灯や防犯カメラ等を整備するとともに、地域による防犯活動を支援し、実際に訓練することが必要になっています。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|--------------------|---|---|
| 113 | 関係機関・団体によるパトロールの実施 | 地域、団体、関係機関がネットワークを組織していち早く被害情報を提供し、パトロール活動を促進します。 | 危機管理課 福祉課 道路課 学校教育課 |
| 114 | 子ども110番の家推進事業 | 犯罪から子どもを守るため、緊急の避難場所として、「子ども110番の家」の設置箇所数の拡大を図ります。 | 学校教育課 |
| 115 | 街路灯などの整備の推進 | 犯罪や交通事故などの防止を図るため道路に出ている樹木の枝の管理指導や市道、公園などに照明灯、道路反射鏡の設置などの整備を推進します。 | 自治振興課 みどり環境課 |
| 116 | 防犯意識の啓発 | 自治会、地域住民、行政、その他の関係機関や関係団体などが連携して、防犯ブザーを配布する等地域ぐるみの防犯意識を高めます。 | 危機管理課 学校教育課 |
| 117 | 消費者教育推進事業 | ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の普及等による消費者トラブルに、子どもが巻き込まれないようにするための消費者教育を推進します。 | 商工課 |
| 118 | 子育て世帯向け防災訓練事業 | 子育て世帯に対して、災害時の対応、備蓄品の紹介等防災に係る啓発事業や訓練等を実施します。 | 危機管理課 |
| 119 | 公共施設の安全対策の充実 | 安全対策のために学校等の公共施設に防犯カメラ等を整備し、子どもの安全を地域全体で見守る環境づくりを推進します。 | みどり環境課 教育総務課 学校教育課 子ども支援課 保育課 |

(5) 子どもが生き生きと遊べる環境づくり

子どもたちが健やかに成長する上で、遊びは重要である一方、その妨げとなる同世代間交流の減少や都市化に伴う遊び場の縮小が課題となっています。公園の改修や、既存学校施設の活用などを通じて、子どもたちが身近なところで安全に生き生きと遊べる環境の整備と維持管理を図っていくことが必要です。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|-------------------------|--|------------------|
| 120 | 公園の整備推進 | 子育て中の保護者同士や他世代間交流が図れるよう、既存遊具を魅力ある遊具に刷新するなど、ふれあいの空間を整備します。 | みどり環境課 |
| 121 | 公園リノベーション事業 | 市内の各公園に特色を与えてスポット化し、利用率の向上を図るとともに、新たな地域コミュニティの形成を図ります。 | みどり環境課 |
| 122 | キッズパークはすだ事業 | 公園を観光スポット化して、市内外から利用客を呼び込み、蓮田市の誇るメインスポットとして、広くアピールします。 | みどり環境課 |
| 30 | 学校施設の活用(再掲) | 校庭や特別教室といった学校の施設を開放することで、学校を生涯学習の場としても活用します。 | 社会教育課 文化スポーツ課 |
| 42 | 児童センター事業の拡充(再掲) | 子どもの年齢、発達に応じて楽しめる催しの企画や、親同士、子ども同士の交流、若者の居場所づくりを推進するなど、事業内容の充実を図ります。 | 子ども支援課 保育課 |
| 71 | 農地や林などを活用した環境教育推進事業(再掲) | 農地や林、沼地などの活用を図り、子どもたちが自然の営みに触れ、体験できる環境教育を推進します。 | 学校教育課 |
| 90 | 小・中学校の改修(再掲) | 児童・生徒が安全で快適な学校生活を送れるよう、老朽化対策に重点を置き、学校施設等の整備を計画的に実施します。 また、土ぼこり対策や排水性向上等を目的とした校庭整備を行います。 | 教育総務課 |

5 仕事と子育ての両立への支援

国は、一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、家庭や地域においても役割を持って生活するワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進しています。

本市においても子育て家庭の女性の多くは強い就労意向を持っており、女性の就労支援・男性の育児参加の推進などを通じてさまざまな働き方ができるような環境を整備する必要があります。

また、男女共同参画に対する意識を醸成していくことも求められています。

(1) 仕事と子育て両立への支援

さまざまな生活・働き方を実現する手助けとして、育児に対する支援や、育児によって一度仕事を辞めた後の再就職・再雇用制度を、より一層拡充する必要があります。

また、ひとり親家庭に対する支援も重要度を増しており、支援の必要な家庭に対する就業支援、補助金などの拡充・周知も求められています。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|------------------------|--|----------------------|
| 123 | 育児休業制度の普及定着 | 育児休業制度、育児休業給付制度の普及定着を図ります。 | 商工課 |
| 124 | 再就職・再雇用の情報提供 | 公共職業安定所など関係機関と協力し、出産や育児などにより退職した女性の再就職に関連する求人情報等の提供を図ります。 | 商工課 |
| 125 | ワーク・ライフ・バランスの推進事業 | 誰もが働きながら私生活も充実できる社会を目指し、仕事と子育ての両立や男女がともに働きやすい環境づくりを推進します。 | 庶務課 商工課 子ども支援課 |
| 126 | ひとり親家庭の就業促進 | 公共職業安定所など関係機関と協力しながら就職を支援するために、求人情報などの資料の提供を図ります。 | 商工課 |
| 127 | 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の周知 | 母子家庭や父子家庭、寡婦のかたの経済的自立や児童の福祉増進を図るために、修学資金などの貸付制度の普及啓発を図ります。 | 子ども支援課 |
| 128 | 母子家庭等自立支援給付事業の実施 | 自立支援教育訓練給付金制度や高等職業訓練促進給付金制度により、母子家庭の経済的な自立を支援します。 | 子ども支援課 |

(2) 男女共同参画意識の高揚

近年、社会全体で男女平等に幅広い分野で活躍できる仕組みづくりが行われ、男女ともに仕事と家庭の両立ができるような取組が推進されています。男性の育児参加が浸透するとともに、男性の育児休業取得なども広がりつつあります。

本市でも男女平等の意識の醸成を図るなど、仕組みのさらなる拡充・周知が求められています。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|-----------------------|---|------------------------|
| 129 | 男女共同参画への意識づくり | 男女平等の意識づくりや男女平等を育む教育の推進、男女の人権を尊重する意識啓発を行います。 | 庶務課 学校教育課 子ども支援課 |
| 130 | 男性の子育て参加の促進 | 男性を対象とした家庭生活能力を高める機会の充実を図るとともに、父親が子育てに参加しやすい環境の整備に努めます。また、男女共生情報誌「ぱすてる」による情報発信も進めます。 | 庶務課 子ども支援課 |
| 45 | 両親学級の開催(再掲) | 講義やグループワークなどを通して、母親や父親を対象に妊娠中の生活、出産や育児について学ぶ機会を提供し、楽しく子育てができるよう、育児不安の軽減と地域における仲間づくりを促します。 | 子ども支援課 |
| 125 | ワーク・ライフ・バランスの推進事業(再掲) | 誰もが働きながら私生活も充実できる社会を目指し、仕事と子育ての両立や男女がともに働きやすい環境づくりを推進します。 | 庶務課 商工課 子ども支援課 |

6 要保護児童等へのきめ細かな取組の推進

特に支援を必要とする児童に対しては地域全体で配慮していくことが必要です。

児童虐待に対する関心が高まる中、児童虐待の防止や被虐待児に対する保護の推進も重要な課題となっています。

また、ひとり親家庭、障がいのある子どもや家庭、日本語を母語、日本文化を母文化としない子どもやその家庭では、家庭だけでは生活が難しく、各種支援制度のより一層の拡充を図る必要があります。

(1) 児童虐待防止に向けての取組

児童虐待に関する相談件数は増加しており、その内容も複雑化するなど深刻な社会問題となっている中で、虐待防止は重要性を増しています。

虐待防止のためには健全な家庭環境を保つ必要があります。そのため、何らかの不安を抱えている家庭に対して援助する仕組みを構築し、早期発見、早期対応、再発防止が必要とされています。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|------------------|---|-----------------|
| 131 | 児童保護相談の充実 | 児童保護の必要な家庭の相談に応じ、関係機関と連携した児童相談体制の充実を図ります。 | 学校教育課 子ども支援課 |
| 132 | 要保護児童対策地域協議会の充実 | 関係機関や地域が一体となって要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待を予防するとともに、虐待の早期発見に努め、早期対応を図ります。 | 学校教育課 子ども支援課 |
| 133 | 親と子の心の健康づくり対策の推進 | 親子のふれあいを深めるためのセミナー、イベントを開催し、親子の交流を図ります。 | 子ども支援課 |
| 134 | 里親制度の普及啓発 | 児童相談所と連携を図り、より家庭に近い生活環境で子どもを保護・養育する里親制度の普及啓発を行います。 | 子ども支援課 |
| 135 | 養育支援訪問事業の実施 | 保護者への養育支援が必要な家庭や保護者に養育させることが困難な家庭又は出産前に支援が必要な家庭に対し、訪問により養育に関する相談、指導、助言、その他の支援を行います。 | 子ども支援課 |

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|-----------------------|---|-----------------|
| 43 | 児童の権利に関する条約の普及と推進（再掲） | 「児童の権利に関する条約」の趣旨、内容について、子どもや市民に対して普及啓発を図るとともに、家庭や学校、関連施設など地域が一体となって児童の問題に取り組めるよう連携強化を図ります。 | 学校教育課 子ども支援課 |
| 44 | 子ども家庭総合支援拠点の設置の検討（再掲） | 児童虐待の発生を防止し、すべての子どもの権利を擁護するため、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした専門的な相談対応、必要な調査・訪問等による継続的なソーシャルワーク業務等を行う子ども家庭総合支援拠点の設置を検討します。 | 子ども支援課 |

（２）被害に遭った子どもの保護の推進

近年、児童虐待が社会的な課題として取り上げられています。虐待は子どもが身体的な障がいを持つ原因となるとともに、死亡につながることもあり、虐待による心の傷から精神的な障がいを負うことで、自分が親になったときに子どもを虐待することにつながっていくことも指摘されています。

虐待を受けた子どもに対する保護や、虐待の再発防止などに取り組むとともに、被虐待児に対する不安や負担の軽減のための相談体制の確立が求められています。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|-----------------|--|-----------------|
| 136 | 被害に遭った子どもの保護の推進 | 虐待の被害に遭った子どもや家族への援助の方法など関係機関と連携して対応するとともに、再発防止に取り組みます。 | 学校教育課 子ども支援課 |

(3) ひとり親家庭などの自立支援の推進

ひとり親家庭の負担を軽減し、経済的な自立を支援する必要があります。また、育児や生活上の不安・負担を軽減するため必要な情報を周知する必要があります。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|----------------------------|---|---------------|
| 137 | 児童扶養手当等の支給及び普及啓発 | ひとり親家庭などへ児童扶養手当の支給、医療費の一部を助成します。 | 子ども支援課 |
| 138 | ひとり親家庭等に対する優先制度の周知 | JR 通勤用定期乗車券の割引購入制度や、埼玉県の子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付制度について周知します。また、ひとり親家庭の児童の保育園及び学童保育所への入所の際して入所選考基準に優先的に入所しやすい施策の推進を図るほか、婚姻歴のない未婚のひとり親に対する優先措置等も周知します。 | 子ども支援課 保育課 |
| 126 | ひとり親家庭の就業促進（再掲） | 公共職業安定所など関係機関と協力しながら就職を支援するために、求人情報などの資料の提供を図ります。 | 商工課 |
| 127 | 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の周知（再掲） | 母子家庭や父子家庭、寡婦のかたの経済的自立や児童の福祉増進を図るために、修学資金などの貸付制度の普及啓発を図ります。 | 子ども支援課 |
| 128 | 母子家庭等自立支援給付事業の実施（再掲） | 自立支援教育訓練給付金制度や高等職業訓練促進給付金制度により、母子家庭の経済的な自立を支援します。 | 子ども支援課 |

(4) 障がいのある子どもやその家庭への支援

障がいのある児童の保育は家庭への負担が大きく、こうした家庭を支援していくことが必要とされています。また、妊婦及び乳幼児の健康診査・診断の充実を図り、障がいの原因となる疾病の早期発見に向けた体制づくりを進めていくことも必要となります。さらに、障がい発見後に適切な療育や福祉サービスが受けられるような体制の確立や、各種手当等の周知等も求められています。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|------------------|---|---------------|
| 139 | 障がいのある児童の保育の推進 | 保育園では、集団保育が可能な障がいのある児童の受け入れを推進した上で、子ども一人一人に合った保育を行います。 | 保育課 |
| 140 | 早期発見体制の充実 | 妊婦健康診査や乳幼児健康診査の充実と受診勧奨に努め、疾病の予防や障がいの早期発見を図ります。 | 子ども支援課 |
| 141 | 療育体制の整備 | 療育の必要があると認められた乳幼児に対しては、事後指導を充実し、関係機関と連携の上、十分な療育の推進を図ります。早期に適切な療育を受けるために、心身障がい児通園施設や、障がいのある児童の家庭療養を支援するための障がい児教育・一時保育などの充実を図ります。 | 保育課 |
| 142 | 障がい児在宅福祉サービスの充実 | 障がいのある児童の日常生活の利便性を図るため、補装具支給事業、日常生活用具支給事業、居宅介護サービス事業及び移動支援事業を通じて、福祉の向上を図ります。 | 子ども支援課 |
| 143 | 障がいのある児童の保護者への支援 | 障がいのある児童を育てている家庭に対し、特別児童扶養手当等各種手当の支給、税金の減免、医療費の助成、公共機関の割引などを、子どもの障がい等級に応じて提供する制度の普及啓発を図ります。また、障がいの程度の重い児童を育てている家族が休息できるように、事業者による重症心身障害児等の受入れを促進するレスパイトケアを図ります。 | 福祉課 子ども支援課 |
| 144 | 就学援助費の支給 | 経済的理由により就学困難な児童・生徒や特別支援学級に通学する児童・生徒を対象として、義務教育が家庭にとって重い負担にならないように、学用品費等の一部や学校給食費等を援助します。 | 子ども支援課 |

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|---------------|---|-------|
| 89 | 特別支援教育の充実（再掲） | 障がいのある児童が身近で適切な教育を受けられるよう、教職員の研修機会の充実や施設改善を行うことで、障がいのある児童の受入体制の拡充を図ります。 | 学校教育課 |

（５）日本語を母語、日本文化を母文化としない子どもやその家庭への支援

国際化の進展に伴い、日本語を母語、日本文化を母文化としない子どもの増加が見込まれています。子どもや保護者に対する言葉の支援や関係団体等への支援を行うことが必要です。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|----------------------|--|----------------|
| 9 | 子育て情報の発信（再掲） | 家庭教育の支援を図るため、子育て中の親子が必要な保健・医療・福祉など各分野の情報や子育てサークル情報、公共施設案内などの情報を集め、あらゆる媒体で発信します。また、多言語化を進め、日本語を母語、日本文化を母文化としない外国につながる子どもへの支援・配慮に努めます。 | 子ども支援課 保育課 |
| 20 | 発達や個性に応じた保育内容の充実（再掲） | 定期的に身体測定、健康診断などを行うことで、園児の発育・発達状況を把握し、子どもの発達や個性に応じた保育の質の向上に努めます。また、子どもの心身の健康や安全に配慮した保育内容の充実を図ります。 | 保育課 |
| 72 | 国際交流、地域間交流の推進（再掲） | 中学生の海外派遣、外国青少年のホームステイの受け入れ、外国人の子どもたちや他市町村民との交流などを推進します。また、日本語を母語、日本文化を母文化としないかたのための日本語教室や国際文化交流会の活動を支援するとともに、ワンナイトステイ事業等への協力を行います。 | 自治振興課 学校教育課 |

7 子どもの貧困対策の推進

厚生労働省の調査によると、全国の17歳以下の子どもの約7人に1人が経済的に困難を抱えているといわれています。

貧困が子どもたちに与える影響は大きく、例えば学校外で塾や習い事などに通う子どもたちとそれらを受けることができない子どもたちとの間に、学力差や学歴差といった教育格差が生じるケースが課題視されています。

教育格差は自己肯定感のような「非認知能力」に影響を与え、ゆくゆくは子どもたちの将来的な収入にも関係するといわれており、貧困の連鎖を解消していくことは重要な課題とされています。

(1) 学校における教育支援

貧困などを理由として、十分な教育を受けられないことがないように、学校を基盤として子どもや保護者に対する教育支援を推進します。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|------------------------|---|--------|
| 40 | 退職教員による定期的補充学習推進事業（再掲） | 学習の遅れた児童・生徒を対象に、退職校長や退職教員、学校応援団の元教員等を講師として定期的に補充授業を行い、教育水準の向上を図ります。 | 学校教育課 |
| 93 | 家庭教育への支援の充実（再掲） | 子育て中の保護者に対して、家庭教育支援チーム等による子育てや家庭・学校教育に関する相談及び情報の提供を行い、家庭の教育力の向上に向けた支援を行います。 | 子ども支援課 |
| 96 | コミュニティ・スクール導入事業（再掲） | 学校や子どもたち、家庭・地域社会が抱えている課題を、コミュニティ・スクールを導入することにより、地域ぐるみで解決します。 | 学校教育課 |

(2) 幼児教育・保育の充実と無償化の推進

就労と育児を両立するためにも、経済的な事情を理由として乳幼児を保育園や幼稚園などに預けることができないことは、家庭にとって非常に大きな負担となるとともに、貧困の連鎖の出発点にもなりかねません。そこで、幼児教育・保育の無償化を推進することによる経済的支援と幼児教育・保育の質の向上が求められています。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|----------------------------|---|--------------|
| 37 | 保育料等の経済的負担の軽減（再掲） | 幼児教育・保育の無償化により、保育料や副食費、幼稚園就園の際の経済的負担を軽減するとともに、同一世帯から2人以上の児童が入園している保護者に対して、保育料の負担の軽減を図ります。 | 保育課 |
| 92 | 認定こども園、幼稚園、保育園、小学校との連携（再掲） | 認定こども園、幼稚園、保育園に通う幼児が、小学校に円滑に就学できるようにするため、相互に連携強化を図ります。 | 学校教育課 保育課 |

(3) 就学支援の充実

すべての子どもが均等に教育を受けるためにも、経済的な理由により十分な教育を受けられないといったことがないように、就学支援の充実等に引き続き取り組んでいくことが必要です。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|--------------|--|--------|
| 145 | 入学準備金の貸付 | 進学の見込みを持ちながら、経済的な理由により進学が困難なため、入学に要する費用の一部を無利子でお貸しします。 | 子ども支援課 |
| 144 | 就学援助費の支給（再掲） | 経済的理由により就学困難な児童・生徒や特別支援学級に通学する児童・生徒を対象として、義務教育が家庭にとって重い負担にならないように、学用品費等の一部や学校給食費等を援助します。 | 子ども支援課 |

(4) 子どもの居場所づくり

地域のかたがたの支えによって運営される子どもの居場所づくりの取組が広がっています。子どもや保護者が安心して来られるように、地域の人々がつながり、ともに支え合っていくことができるような地域づくりを進めていく必要があります。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|-----------------|---|---------------|
| 39 | 学習支援事業（再掲） | 生活困窮世帯（生活保護世帯及び就学援助費受給世帯）の中・高校生を対象に、学習教室や家庭訪問等の支援を行う「アスポート事業」と、生活保護世帯の小学校3～6年生を対象に学習支援・食育・社会体験学習等を行う「ジュニア・アスポート事業」により、学習を支援します。 | 福祉課 子ども支援課 |
| 41 | 子ども食堂支援事業（再掲） | 夜一人で食事をする子どもや、忙しくて食事を作るのでできない家庭、一人暮らしの高齢者、経済的に苦しい家庭の子ども等地域のかたが一緒に食卓を囲むことで地域の居場所を創出する子ども食堂活動等を支援します。 | 子ども支援課 |
| 42 | 児童センター事業の拡充（再掲） | 子どもの年齢、発達に応じて楽しめる催しの企画や、親同士、子ども同士の交流、若者の居場所づくりを推進するなど、事業内容の充実を図ります。 | 子ども支援課 保育課 |

(5) 生活困窮者等の生活支援

貧困家庭においても、子どもが健やかに成長できるよう、保護者と子ども双方の生活を支援するとともに、支援する人員の確保に努め、家庭の自立を支援する施策が必要とされています。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|---------------|--|-------|
| 146 | 生活困窮者自立相談支援事業 | 生活困窮者等の健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援するため、生活保護制度を適正に実施します。また、関係機関等と連携し、就労支援等、自立助長に必要な支援を行います。 | 福祉課 |

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|--------------------------------|--|---------------|
| 4 | 利用者支援事業の充実(再掲) | 子ども及び保護者又は妊娠中のかたが、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、保育園、学童保育所、ファミリー・サポート・センター、子育て支援センター、子育て世代包括支援センター等関係機関で連携してサポートします。 | 子ども支援課 保育課 |
| 16 | 保育園の整備・拡充(再掲) | 待機児童の解消のため、子育て安心プラン実施計画等に基づき、保育園の整備・拡充を図ります。 | 子ども支援課 |
| 17 | 学童保育所の整備・拡充(再掲) | 新・放課後子ども総合プランに基づき、必要に応じて、バリアフリー化等設備の充実を図ります。 | 子ども支援課 |
| 54 | 妊産婦・新生児訪問指導の推進(乳児家庭全戸訪問事業)(再掲) | 助産師、保健師が妊産婦・新生児を対象に家庭訪問し、新生児の発育発達の確認や育児の方法などについてアドバイスを行うことにより、育児不安の軽減を図ります。 | 子ども支援課 |
| 133 | 里親制度の普及啓発(再掲) | 児童相談所と連携を図り、より家庭に近い生活環境で子どもを保護・養育する里親制度の普及啓発を行います。 | 子ども支援課 |
| 134 | 養育支援訪問事業の実施(再掲) | 保護者への養育支援が必要な家庭や保護者に養育させることが困難な家庭又は出産前に支援が必要な家庭に対し、訪問により養育に関する相談、指導、助言、その他の支援を行います。 | 子ども支援課 |
| 138 | ひとり親家庭等に対する優先制度の周知(再掲) | JR 通勤用定期乗車券の割引購入制度や、埼玉県の母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付制度について周知します。また、ひとり親家庭の児童の保育園及び学童保育所への入所に際して入所選考基準に優先的に入所しやすい施策の推進を図るほか、婚姻歴のない未婚のひとり親に対する優先措置等も周知します。 | 子ども支援課 保育課 |

(6) 子ども及び保護者に対する就労支援

失業や無業、不安定な就労は、貧困に至る要因の一つであり、若者やひとり親世帯の生活に非常に強い影響を及ぼします。若者や保護者双方にとって、安定した雇用に向けた就労に関する支援の充実が求められています。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|----------------------|---|--------|
| 147 | 若者の就労支援 | 若年無業者（ニート）に対して、若者自立支援センター埼玉や埼玉とうぶ若者サポートステーションといった適切な支援機関につなげられるよう窓口等で紹介します。 | 商工課 |
| 126 | ひとり親家庭の就業促進（再掲） | 公共職業安定所など関係機関と協力しながら就職を支援するために、求人情報などの資料の提供を図ります。 | 商工課 |
| 128 | 母子家庭等自立支援給付事業の実施（再掲） | 自立支援教育訓練給付金制度や高等職業訓練促進給付金制度により、母子家庭の経済的な自立を支援します。 | 子ども支援課 |

(7) 経済的支援

家計に対する負担を減らすためにも、特に経済的な困窮を抱える世帯を対象とした医療費や交通費等の助成といった支援を推進していくことが必要です。

| No. | 事業名 | 事業概要 | 事業推進課 |
|-----|----------------------------|--|---------------|
| 127 | 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の周知（再掲） | 母子家庭や父子家庭、寡婦のかたの経済的自立や児童の福祉増進を図るために、修学資金などの貸付制度の普及啓発を図ります。 | 子ども支援課 |
| 137 | 児童扶養手当等の支給及び普及啓発（再掲） | ひとり親家庭などへ児童扶養手当の支給、医療費の一部を助成します。 | 子ども支援課 |
| 138 | ひとり親家庭等に対する優先制度の周知（再掲） | JR 通勤用定期乗車券の割引購入制度や、埼玉県の母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付制度について周知します。また、ひとり親家庭の児童の保育園及び学童保育所への入所の際して入所選考基準に優先的に入所しやすい施策の推進を図るほか、婚姻歴のない未婚のひとり親に対する優先措置等も周知します。 | 子ども支援課 保育課 |

第6章 計画の推進について

1 計画の周知

本計画は、「未来を託す子どもたち、豊かな心と健やかな成長を市民みんなで育もう！」を基本理念としており、子育てを親だけの責務と考えず、子育て家庭を地域全体で支え合える地域社会づくりを目指しています。

多様な主体の参加のもとで各種取組を推進していくために、広報、ホームページへの掲載、概要版の作成・配布などを通じて本計画の周知に努めます。

2 地域全体で取り組む子育て支援

(1) 各団体や関係機関等との連携・協働体制

家庭・地域・学校・企業・行政など各団体・関係機関等が、子どもが安全かつ安心して暮らせる社会をつくるための責任や役割を自覚するとともに、連携を図りながら、さまざまな子育て支援の施策に取り組みます。

(2) 地域の人材の確保と育成

多様化する子育て支援のニーズに対応するためにも、保育士や保健師等の専門職員だけでなく、自治会や子ども会、PTA、民生委員児童委員、育児サークル、保育ボランティアなど、幅広い人材の確保と育成ができるように努めます。

(3) 住民参加・参画の推進

住民一人一人が子育て環境づくりに参加・参画できる体制を推進するために、住民による地域ぐるみでの取組を支援し、ボランティア活動の活性化、住民参加型の事業、行事等の周知と内容の拡充に努めます。

3 計画の進行管理

(1) 進行管理体制

計画の進捗状況を蓮田市児童福祉審議会に報告し、審議会における審議内容に基づいて、計画の軌道修正を行います。

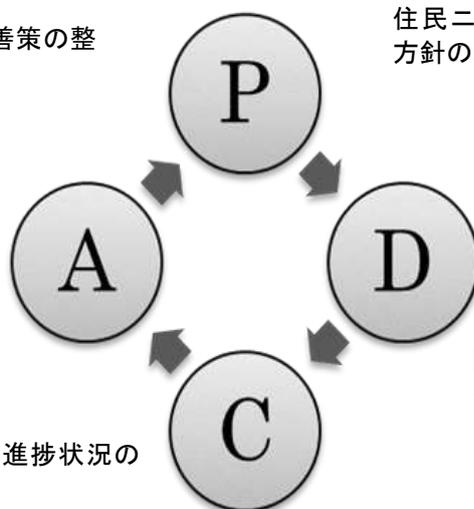
本計画を効率的かつ効果的に推進するため、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、見直し・改善（ACTION）に基づく進行管理（PDCAサイクル）を実施し、計画の着実な推進を図ります。

ACTION（見直し・改善）

必要に応じて見直しや修正、改善策の整理

PLAN（計画）

住民ニーズの把握に基づく取組方針の決定



DO（実行）

計画内容に基づく取組の実施

CHECK（評価）

目標の把握と評価指標の進捗状況の把握

(2) 庁内推進体制

本計画では、福祉、保健、医療、教育、雇用、生活環境等のさまざまな分野が相互に関連しています。このため関係部署、関係機関、団体等の連携を図りながら総合的かつ効果的な計画の推進及び進捗管理を図っていきます。

(3) 評価指標

蓮田市第5次総合振興計画における関連成果指標を、本計画における評価指標とします。

蓮田市第二期子ども・子育て支援事業計画（案）

発行年月：令和元年 12 月

発 行：蓮田市

編 集：蓮田市教育委員会生涯学習部子ども支援課

住 所：〒349-0193

埼玉県蓮田市大字黒浜 2799 番地 1

電 話：048-768-3111

U R L：<https://www.city.hasuda.saitama.jp>